

韓国知的財産ニュース 2024年12月後期

(No. 523)

発行年月日：2025年2月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206567）
- 1-2 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2206596）
- 1-3 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2206751）
- 1-4 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206851）
- 1-5 【代案】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206921）
- 1-6 【代案】商標法の一部改正法律案（議案番号：2206923）
- 1-7 【代案】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2206924）
- 1-8 【代案】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2206926）
- 1-9 【代案】特許法の一部改正法律案（議案番号：2206928）
- 1-10 【公布】弁理士法施行令の一部改正令（大統領令第35091号）
- 1-11 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206960）
- 1-12 【公布】弁理士法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第591号）
- 1-13 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2207055）
- 1-14 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（産業通商資源部令第593号）
- 1-15 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（大統領令第35117号）
- 1-16 【公布】特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第592号）

関係機関の動き

- 2-1 2025年度韓国特許庁の予算7,058億ウォン確定
- 2-2 韓国政府のカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジX」に参加するスタートアップを募集
- 2-3 韓国国際知識財産研修院、国立ソウルろう学校で発明教育を実施
- 2-4 韓国特許庁、口腔洗浄機メーカーと知財懇談会を実施
- 2-5 韓国特許審判院、「2024年判例研究論文コンペ」を開催
- 2-6 韓国特許庁、「第1次(2025年~2029年)産業財産情報の管理・活用の基本計画」を策定・発表
- 2-7 AIなど先端技術採用の「第2次デジタル特許審判システム」をオープン
- 2-8 韓国特許庁、「2024特許路R&Dカンファレンス」開催
- 2-9 韓国特許庁と大田(テジョン)地裁、「法院一調停連携制度」の実施に向けたMOU締結
- 2-10 技術流出防止、医薬品の特許権の存続期間の延長などを盛り込んだ「改正特許法」が成立
- 2-11 韓国特許庁と環境部、「2025年度エコスタートアップ支援事業」の参加企業を募集
- 2-12 韓国特許審判院、拒絶査定不服審判請求の理由が妥当であれば審査に差し戻すことなく審判官が特許査定する

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 商標警察、大邱(テグ)西門(ソムン)市場周辺で第2回目の模倣品取締を実施
- 3-2 韓国特許庁、ソウル東大門周辺のセビッ市場で第6次模倣品取り締まりへ…今年模倣品計4,794点押収

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、「2024年商標ビッグデータカンファレンス」を開催
- 4-2 韓国特許庁、商標・意匠分野の先進五大庁会合に参加
- 4-3 商標登録の異議申立期間を短縮する「改正商標法」が成立
- 4-4 國際意匠分類(ロカルノ分類)第15版が2025年1月1日から適用される

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1－1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206567）

議案情報システム（2024.12.17.）

議案番号：2206567

提案日：2024年12月17日

提案者：キム・ジョンミン議員（無所属）外12人

提案理由及び主要内容

現行法は、不正競争行為に該当する13の行為類型について定義し、全ての類型の不正競争行為により営業上の利益が侵害された場合、差止請求権、損害賠償責任及び信用回復措置等民事的救済手段を設けている一方、行政調査、是正勧告、刑事罰の適用において、不正競争行為の類型の中、ドメイン名の不正取得行為とその他成果盗用行為等の二つの類型については除外している。

しかし、このような二つの行為類型は他の不正競争行為と比べて行為の態様、侵害の方法、違法性の程度及び保護の必要性が実質的に同一であるという点から、これを行政調査から除外する特別な事由が存在しない。

最高裁においても、現行法上のその他成果盗用行為に係る規定に対し新しい類型の不正競争行為に関する規定を定めることで、新しく登場する経済的価値を持つ無形の成果を保護し、立法者が全ての不正競争行為について規定できなかった点を補完して裁判所が新しい類型の不正競争行為についてより明確に判断できるようにし、変化する取引の観念について適時に反映して不正競争行為について規律するための規定だと判示したことがあることからみて、新しく登場する経済的価値を持つ無形の成果について行政調査を導入する必要性がさらに高まっている。

従って、ドメイン名の不正取得行為とその他成果盗用行為に対しても行政調査を実施でいるようにすることで、新しい形態の不正競争行為を防止して健全な取引秩序の確立に寄与する目的である（案第7条第1項）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条第1項の中「第2条第1号（チ目とワ目を除く）」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

1 - 2 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2206596）

議案情報システム（2024. 12. 17.）

議案番号：2206596

提案日：2024 年 12 月 17 日

提案者：キム・ジョンミン議員（無所属）外 10 人

提案理由及び主要内容

産業財産権の鑑定は、権利行使や侵害紛争に重要な影響を与える法律的判断であるにも関わらず、それを専門知識が不足している無資格者が行うことで一般人、中小企業等が損失を受ける事例が多く発生している。

専門領域で行われる無資格者による鑑定行為は、国の知的財産の競争力を落とさせ、国民や中小企業への被害につながる恐れがあることから産業財産権に係る業務の中、禁止される範囲について明確に定める必要がある。

現行「弁理士法」第 21 条では、弁理士ではない者による産業財産権の代理のみを禁じているため、無資格者による産業財産権の鑑定は「弁理士法」ではなく「弁護士法」第 109 条の違反として罰している現状であり、無資格者による産業財産権の鑑定に係る業務に対する処罰の規定がなく法体系に不備がある。

従って、現行「弁理士法」の立法上の不備を見直し、弁理士ではない者が金品等の対価を受けるか受け取ることを約束して産業財産権に係る鑑定をする行為に対し処罰する根拠の条項を定めることで（他の法律により許容される場合を除く）、産業財産権に係る業務領域において法秩序の安定性を確保し、無資格者の行為による中小企業や国民への被害を防ぐ目的である。

具体的に弁理士ではない者による産業財産権に係る鑑定、つまり、産業財産権の発生・変更・消滅及び効力範囲に関する法律的判断を規律し（案第 21 条第 2 項第 1 号の新設）、弁理士ではない者が代理業務の遂行に必要な書類（出願書、意見書、補正書等）を作成し弁理業を遂行することを規律する目的である（案第 21 条第 2 項第 2 号の新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第 21 条の題目の外の部分を第 1 項にし、同条に第 2 項を次のように新設する。

②弁理士ではない者は他の法律に基づき許容される場合を除き、金品・供応又はその他の利益を受けたか受けることを約束して、又は、第三者にそれを供与するか供与することを約束して次の各号の業務ができない。

1. 特許権、実用新案権、デザイン権又は商標権の発生・変更・消滅及びその効力範囲に係る鑑定
2. 第 2 条の代理業務に係る書類（又は文書）の作成

附 則

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

1 - 3 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2206751）

議案情報システム（2024.12.19.）

議案番号：2206751

提案日：2024 年 12 月 19 日

提案者：キム・ジョンホ議員（共に民主党）外 11 人

提案理由及び主要内容

現行法では、特許権又は専用実施権の侵害訴訟において特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為に係る具体的な行為の態様を否認する当事者が自己の具体的な行為の態様をについて提示するよう定めている。

しかし、「行為の態様」という用語は、日常生活で広く使われないため一般国民が法律を理解するには難しい漢字語であり、法制処は「わかりやすい法令の整備基準」において「態様」を「様子や形態」等に見直すことを勧告している。

従って、「行為の態様」を「行為の内容・方式・形態等」に変更することで国民が法律についてわかりやすく理解できるようにする目的である（案第 126 条の 2）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 126 条の 2 の題目の中「行為の態様」を「行為の内容・方式・形態等」に改め、同条第 1 項の中「侵害行為に係る具体的な行為の態様」を「侵害行為に係る具体的な内容・方式・形態等」に、「自己の具体的な行為の態様」を「自己の具体的な行為の内容・方式・形態等」に改め、同条第 2 項の本文の中「具体的な行為の態様」を「具体的な行為の内容・方式・形態等」に改め、同条第 3 項の後段の中「行為の態様」を「行為の内容・方式・形態等」に改め、同条第 4 項の中「自己の具体的な行為の態様」を「自己の具体的な行為の内容・方式・形態等」に、「侵害行為に係る具体的な行為の態様」を「侵害行為に係る具体的な内容・方式・形態等」に改める。

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

1 - 4 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206851）

議案情報システム（2024. 12. 23.）

議案番号：2206851

提案日：2024 年 12 月 23 日

提案者：イ・ジョンベ議員（国民の力）外 11 人

提案理由及び主要内容

現行法では、産業技術の流出及び侵害行為を禁じ、これを違反した場合は処罰するよう定めており、とりわけ、秘密保持義務があるにも関わらず国のコア技術を外国に流出した者等に対しては 3 年以上の有期懲役と 15 億ウォン以下の罰金を併科するよう定めている。しかし、国家情報院産業機密保護センターによると、2003 年から 2023 年 7 月まで奪取された先端技術は 552 件であり、その被害規模は 100 兆ウォンに達しており、産業技術の流出被害が深刻な状況であるにも関わらず、被害規模等と関係なく罰金について一定額以下で定めているのは処罰の実効性に欠けているとの指摘がある。

また、最近には半導体、ディスプレイ等国家コア技術の海外流出が摘発される事例が増えていることから国家コア技術を保護するために処罰水準の引上げが必要だととの意見が提起されている。

従って、産業技術の流出行為等に対しその違反行為により得た利益若しくは被害を受けた機関に対し発生した損害額の水準に応じて罰金を科すようにし、国家コア技術の海外流出に対する懲役刑の水準を引き上げることで、産業技術の流出を効果的に防止する目的である（案第 36 条）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項の前段の中「3年」を「5年」に改め、同項の後段の中「15億ウォンいかの」を「その違反行為により得た利益又はその対象機関に発生した損害額の2倍以上5倍以下に相当する」に改め、同条第2項の中「15億ウォン以下の」を「その違反行為により得た利益又はその対象機関に発生した損害額の2倍以上5倍以下に相当する」に改め、同条第3項の中「10億ウォン以下の」を「その違反行為により得た利益又はその対象機関に発生した損害額の2倍以上5倍以下に相当する」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（罰則に係る経過措置）同法の施行前の行為に対し罰則を適用する際には第36条第1項から第3項までの改正規定にも関わらず従前の規定に従う。

1-5 【代案】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206921）

議案情報システム（2024.12.24.）

議案番号：2206921

提案日：2024年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
国家先端戦略産業の競争力強化及	2200662	ク・ジャグン議員	2024.6.19.	第417回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.8.19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付

ひ保護 に関する特別 措置法 の一部 改正法 律案	2201920	アン・チ ヨルス議 員	2024. 7. 18.	第418回国会（常会）第1次産業通商 資源中小ベンチャー企業委員会 (2024. 9. 26.) に上程後、提案説明、 検討報告、大体討論を経て小委員会 に回付
	2202516	コ・ドン ジン議員	2024. 8. 2.	第419回国会（常会）第9次産業通商 資源中小ベンチャー企業委員会 (2024. 11. 20.) に上程後、提案説明、 検討報告、大体討論を経て小委員会 に回付
	2202543	ハン・ミ ンス議員	2024. 8. 5.	
	2202723	クオン・ ヒヤンヨ プ議員	2024. 8. 12.	
	2203031	ジョン・ ヨヌク議 員	2024. 8. 21.	
	2203171	キム・ソ ンウォン 議員	2024. 8. 23.	
	2203916	パク・ソ ンフン議 員	2024. 9. 11.	
	2204033	キム・ド ンア議員	2024. 9. 13.	
	2204760	ミン・ヒ ヨンベ議 員	2024. 10. 17.	
	2205389	イ・チョ ルギュ議 員	2024. 11. 8.	
	2205562	イ・ジエ グアン議 員	2024. 11. 14.	「国会法」第58条第4項により小委員会 に直接回付 (2024. 11. 19.)

第419回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2024. 11. 21.）にて上記12件の法律案について審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。

2. 代案の提案理由

国家コア技術等産業技術を体系的に管理するために国家コア技術の職権判定申請通知制及び保有機関登録制を導入し、対象機関の国家コア技術の輸出若しくは海外買収・合併等に係る審査手続きについて明確に定め、承認又は申告をせず輸出若しくは海外買収・合併等を行った場合、産業通商資源部長官が直ちに輸出の中止等の措置命令をすることができるようとする一方、措置命令を履行しなかった場合には履行強制金を科すようする等、現行の制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

また、産業技術へのアクセス権限のある者による指定された場所外への無断の流出、目的外に使用・開示する行為及び紹介・斡旋・誘引する行為等を産業技術の侵害行為等に含めるようにし、産業技術の侵害行為に対する処罰要件について目的性を故意性に緩和するかその要件を削除する等、処罰の対象を拡大する目的である。

従って、現在より強化された産業技術に対する不正な流出防止策を策定し産業技術を保護する措置を取ることで、国内産業の競争力を強化し国民経済に寄与する目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. 産業技術の範囲に「電力技術」を削除し、「海洋水産新技術」を追加する（案第2条第1号）。
- ロ. 産業技術保護委員会の運営を支援し、国家コア技術の指定・変更・解除、技術の判定、輸出及び海外買収・合併等の業務を効率的に遂行するために、技術安保センターを指定できるようにする（案第7条第6項の新設）。
- ハ. 産業通商資源部長官が対象機関に対し当該機関が保有する技術が国家コア技術に該当するかどうかに関する判定を申請するよう通知できるようにする（案第9条の2の新設）。
- ニ. 国家コア技術保有機関を登録・管理できるように根拠となる規定を定める（案第9条の3の新設）。
- ホ. 産業通商資源部長官は技術流出の恐れが少ないと認められる輸出に対し輸出手続きを免除又は簡素化できるようにする（案第11条第11項の新設）。
- ヘ. 海外買収・合併に係る承認の審査時に「国家安保に与える影響」と共に「産業技術の流出による国民経済的波及効果」についても検討するようにする（案第11条の2第4項）。
- ト. 国家コア技術の保護措置及び国家研究開発事業の保護管理と関連して改善勧告を受けた対象機関がそれを履行しなかった場合、産業通商資源部長官が措置命令を下すことができるようとする（案第13条）。
- チ. 対象機関との契約等により産業技術へのアクセス権限のある者が産業技術を指定された場所外に無断で流出するか目的外で使用又は開示する行為を含める等、産業技術の流出及び侵害行為を拡大する（案第14条）。

- リ. 裁判所は産業技術侵害行為が故意的だと認められる場合、損害として認められる金額の3倍から5倍に賠償額の上限を引き上げて定めることができるようとする（案第22条の2第2項）。
- ヌ. 国家コア技術が外国で使用されることを知っているにも関わらず、技術流出行為をした者に対する罰金刑を15億ウォン以下から65億ウォン以下に引き上げ、産業技術については15億ウォン以下の罰金から30億ウォン以下の罰金に引き上げ、処罰を強化する（案第36条第1項から第4項まで）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号ニ目を削除し、同号リ目をヌ目に改め、同号にリ目を次のように新設する。

リ. 「海洋水産科学技術育成法」第17条により認証された海洋水産新技術
第7条第6項を第7項に改め、同条に第6項を次のように新設する。

⑥産業通商資源部長官は産業技術保護委員会の運営を支援し、第9条から第12条までの業務を効率的に遂行するために大統領令で定めるところにより技術安保センターを指定することができる。

第9条第6項を削除し、同条第7項を第6項に改める。

第9条の2を第9条の4に改め、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のように新設する。

第9条の2（国家コア技術の該当可否に関する判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等（以下、「企業等」とする）は保有する技術が国家コア技術に該当するかどうかに関する判定を産業通商資源部長官に申請することができる。

②産業通商資源部長官は大統領令で定めるところにより企業等が国家コア技術を保有していると判断した場合、職権により当該企業等に対し第1項による判定を申請するよう通知することができる。

③第2項による通知を受けた企業等は通知を受け取った日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。但し、正当な事由がある場合には事前に産業通商資源部長官と協議して30日の範囲で期限を延長することができる。

④産業通商資源部長官は第1項及び第2項による判定と関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は判定を申請した企業等の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長及び判定を申請した企業等の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

⑤第1項に基づく判定申請の方法及び手続、第2項に基づく判定申請通知の方法及び手続に必要な事項は大統領令で定める。

第9条の3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業等は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した日から30日内に国家コア技術保有機関の登録を産業通商資源部長官に申請しなければならない。登録した内容を変更する場合にも同様である。

1. 第9条の2に基づき国家コア技術の該当可否に関する判定を申請して国家コア技術に該当するとの判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第11条第5項・第6項により国家先端戦略技術に該当するとの判定を受けた場合
3. 既存の対象機関から国家コア技術を移転され国家コア技術に対する実質的な権利を持つ場合

②第1項により登録した国家コア技術保有機関は次の各号のいずれかに該当する場合、その事由を知った日から30日以内に登録抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条第3項により国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条による国家コア技術の輸出及び第11条の2に基づく海外買収・合併等により国家コア技術を移転して国家コア技術について権利・資料・情報を保有しなくなった場合
3. 対象機関が他の企業等に国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対し実質的な権利を持たなくなった場合

③産業通商資源部長官は第1項による登録及び第2項による登録抹消と関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は企業等の長に対し資料の提出等に係る必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長又は企業等の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

④第1項による登録の方法及び手続、第2項による登録抹消の方法及び手續に係る必要な事項は大統領令で定める。

第11条第1項の中「当該国家コア技術」を「当該の国家コア技術」に、「産業通商資源部長官」を「予め産業通商資源部長官」に改め、同条第7項及び第10項をそれぞれ削除し、同条第5項及び第6項をそれぞれ第6項及び第7項に改め、同条第8項及び第9項をそれぞれ第9項及び第10項に改め、同条に第5項及び第8項をそれぞれ次のように新設し、同条第9項（従前の第8項）第2号の中「第5項」を「第6項」に改め、同項第3号の中「第7項」を「第8項第2号」に、「未承認又は不正承認及び未申告」を「不正承認」に改め、同条第11項を次のようにし、同条に第12項を次のように新設する。

⑤産業通商資源部長官は第4項による申告を受けた場合、当該の国家コア技術の輸出が国家安全保に与える影響等を検討して国家安全保に深刻な影響がなく同法に適合すれば申告を受理しなければならない。

⑥産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合には当該の国家コア技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復等必要な措置を命

することができる。但し、第2号の場合には情報捜査機関の長に対し調査を依頼し、調査結果を委員会に報告した後、委員会の審議を通さなければならぬ。

1. 第1項による承認を受けていないか第4項による申告をせず国家コア技術を輸出した場合
2. 嘘やその他の不正な方法により第1項による承認を受けたか第4項による申告をせず国家コア技術を輸出した場合

⑪産業通商資源部長官は第1項及び第4項にも関わらず技術輸出の恐れが少ないと認める場合には、第1項及び第4項に基づく輸出手続きの一部を免除又は簡素化できる。

⑫第1項による承認、第4項による申告、第6項・第8項による輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置命令及び第7項による事前検討の申請、第11項による輸出の承認及び申告の免除又は簡素化等に必要な事項は大統領令で定める。

第11条の2第4項の前段の中「海外買収・合併等が国家安保に与える影響を検討して関係中央行政機関」を「海外買収・合併等による国家安保及び産業技術の流出による国民経済的波及効果を検討して関係中央行政機関」に改め、同条第7項から第12項までをそれぞれ第8項から第13項までに改め、同条に第7項から第12項までをそれぞれ第8項から第13項までに改め、同条に第7項を次のように新設し、同条第10項（従前の第9項）を次のように改め、同条第11項（従前の第10項）第2号及び第3号の中「第7項」をそれぞれ「第8項」に改め、同項第4号の中「第9項による未承認、不正承認、未申告又は嘘の申告」を「第10項による不正承認又は虚偽申告」に改める。

⑦産業通商資源部長官は第5項による申告を受けた場合、海外買収・合併等が国家安保に与える影響等を検討して国家安保に深刻な影響がなく同法に適合すれば申告を受理しなければならない。

⑩産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等必要な措置を命ずることができる。但し、第2号の場合には情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を委員会に報告後、委員会による審議を通さなければならぬ。

1. 第1項による承認を受けていないか第5項による申告をせず海外買収・合併等を行った場合
2. 嘘やその他の不正な方法により第1項による承認を受けたか第5項による申告をして海外買収・合併等を行った場合

第11条の3を次のように新設する。

第11条の3（履行強制金）①産業通商資源部長官は第11条の2第8項及び第10項に基づき海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その決められた期間内にその措置命令を履行しなかった者に対し履行期限の終了日の次の日から1日当たり1千万ウォン以下の範囲で、大統領令で定める履行強制金を科す。

②産業通商資源部長官は最初の措置命令が履行されるまで反復して第1項による履行

強制金を賦課・徴収できる。

③第1項及び第2項で定めた事項外に履行強制金の賦課・徴収に係る事項は「行政基本法」第31条第2項から第6項までの規定に従う。

第13条の題目「(改善勧告)」を「改善勧告等」に改め、同条第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項に改め、同条に第3項を次のように新設し、同条第4項（従前の第3項）の中「第1項」を「第3項」に、「改善勧告」を「措置命令」に、「改善勧告の」を「措置命令の」に改め、同条第5項（従前の第4項）を次のように改める。

③産業通商資源部長官は第1項により改善勧告を受けた対象機関の長が勧告事項を履行しなかった場合には必要な措置を命ずることができる。

⑤第1項による改善勧告、第2項による改善対策の策定・施行、第3項による措置命令及び第4項による報告に必要な事項は大統領令で定める。

第14条第2号の中「不正な利益を得たかその対象機関に損害が発生することを知っているにも関わらず」を「対象機関の産業技術を」に改め、同条第4号を第13号に改め、同条に第4号を次のように新設し、同条第7号及び第8号をそれぞれ第11号及び第12号に改め、同条第5号を第7号に改め、同条第3号を第5号に改め、同条第5号（従前の第3号）の中「第1号又は第2号の規定に」をそれぞれ「第1号から第4号までに」に、「使用及び開示」を「使用・開示」に改め、同条第6号を第9号に改め、同条第6号及び第8号をそれぞれ次のように新設し、同条第13号（従前の第4号）の中「第1号又は第2号の規定に」をそれぞれ「第1号から第4号までに」に改め、同条第9号（従前の第6号）の中「国家コア技術を外国で使用するか外国で使用されることを知っているにも関わらず第11条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同条第6号の2を第10号に改め、同条第10号（従前の第6号の2）の中「国家コア技術を外国で使用するか外国で使用されることを知っているにも関わらず第11条の2第5項」を「第11条の2第5項」に改め、同条第6号の3を第3号に改め、同条第3号（従前の第6号の3）の中「特殊媒体記録」を「特殊媒体記録かソースコード等」に、「不正な利益を得たかその対象機関に損害を与える目的にこれを」を「これを」に改め、同条第11号（従前の第7号）の中「第11条第5項・第7項及び第11条の2第7項・第9項」を「第11条第6項・第8項及び第11条の2第8項・第10項」に改める。

4. 対象機関の契約等により産業技術へのアクセス権限のある者が産業技術を指定された場所外に無断で流出するか目的外に使用・開示する行為
6. 第1号から第4号までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋・誘引する行為
8. 第11条第4項による申告をしないか嘘やその他の不正な方法により申告をして国家コア技術を輸出する行為

第14条の3第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②対象機関が保有する技術が第2条第1号口目からリ目までの技術に該当するものであってその技術を指定・告示・公告・認証した行政機関の長に確認を受けた場合には第1項による産業技術の確認を受けたこととみなす。

第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（外国における行為に関する適用）第14条による産業技術の輸出及び侵害行為の禁止に関する規定は当該の行為を外国でした場合についても同法を適用する。

第15条第1項の中「ならず、必要な調査及び措置を要請できる」を「ならない」に改め、同条第2項の中「第1項の規定による要請を」を「第1項による申告を」に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は第2項による調査及び措置をした場合にその結果について情報捜査機関の長又は産業通商資源部長官にそれぞれ通知しなければならない。但し、情報捜査機関の長が国家安全保障のために必要だと認める場合には通知しなくて構わない。

第17条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は実態調査の結果が優秀な対象機関に対し第11条第1項及び第4項による輸出手続きの一部を免除又は簡素化できる。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国家への資料提出）①産業通商資源部長官は国家コア技術等産業技術に係る海外流出の現況について毎年定期国会の開会前までに国会所管の常任委員会に提出しなければならない。

②産業通商資源部長官は第1項に基づく産業技術に係る海外流出の現況について国会に提出するために産業技術の海外流出事件の起訴及び判決現況について法務部長官に求めることができる。この場合、法務部長官は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

第22条第1項第2号を次のように改める。

2. 産業技術保安施設の設置・運営への支援

第22条の2第2項各号外の部分の中「3倍」を「5倍」に改める。

第34条に第2号の2、第2号の3及び第3号の3をそれぞれ次のように新設し、同条第6号の中「第17条第1項の規定」を「第17条」に改める。

2の2. 第9条の2に基づき国家コア技術に係る判定等の業務を遂行する者

2の3. 第9条の3に基づき国家コア技術保有機関の登録等の業務を遂行する者

3の3. 第13条に基づき改善勧告等の業務を遂行する者

第36条第1項の前段の中「国家コア技術を外国で使用するか使用させる目的で第14条第1号から第3号」を「国家コア技術が外国で使用されることを知っているにも関わらず第14条第1号から第12号」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「65億ウォン」に改め、同条第2項の中「産業技術を外国で使用するか使用させる目的で第14条各号（第4号を除く）」を「産業技術が外国で使用されることを知っているにも関わらず第14条第1号から第6号まで及び第12号」に「15億ウォン」を「30億ウォン」に改め、同条第3項の中「第14条各号（第4号・第6号・第6号の2及び第8号を除く）」を「第14条第1号から第11号まで」に

改め、同条第4項の中「第14条第4号及び第8号」を「第14条第12号及び第13号」に改める。
第39条第1項各号外の部分に但し書を次のように新設する。

但し、第4号の場合には国家を除く。

第39条第1項第1号、第2号及び第3号をそれぞれ第3号、第6号及び第7号に改め、同項に第1号、第2号、第4号及び第5号を次のように新設する。

1. 第9条の2第3項に基づく判定申請書類を提出しないか虚偽で提出した者
2. 第9条の3第1項に基づく国家コア技術保有機関の登録を申請しない者
4. 第11条第10項及び第11条の2第12項に基づく産業通商資源部長官からの協調の要請を正当な事由なく拒否した者
5. 第13条第3項に基づく産業通商資源部長官からの措置命令に従わない者

附 則

第1条（施行日）この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（国家コア技術保有機関の登録に関する経過措置）同法の施行前に第9条、第11条及び第11条の2に基づき国家コア技術保有機関として確認された対象機関は同法の施行日から6月の期間以内に第9条の3の改正規定により産業通商資源部長官に登録しなければならない。

1－6 【代案】商標法の一部改正法律案（議案番号：2206923）

議案情報システム（2024.12.24.）

議案番号：2206923

提案日：2024年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
商標法 の一部 改正法 律案	220321 3	ク・ジャグ ン議員	2024.8.27.	- 第418回国会（常会）第9次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.11.20.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 - 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024.11.26.）に上程、逐条審
	220403 6	キム・ソン ア議員	2024.9.13.	

				査及び議決（代案反映廃棄）
--	--	--	--	---------------

- イ. 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024.11.26.）にて上記2件の法律案について審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第418回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.11.28.）にて産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案について各本会議に付議する代わりに、産業通商資源特許小委員会が作成した代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由

現行法では、商標権又は専用使用権を侵害する行為を防止することにより健全な取引秩序を保ち、裁判所は侵害行為の故意性が認められる場合、損害として認められた金額の3倍を超えない範囲でその賠償額を決めるようにしている。

しかし、商標権者に被害が発生しても商標権侵害による損害賠償の立証が難しく類似の商標を出願するか訴訟により商標権者が被害を受ける等紛争による社会的費用の増加と実質的な損害賠償が行われないと指摘が提起されている。

一方、現行法は商標登録出願に係る出願公告制度を導入することで「出願公告日から2ヶ月内」に「商標登録出願書類等の一般人による閲覧」と「異議申立」を認めている。しかし、既に使用中の商標を出願するか商品の発売に合わせて商標を出願するといった商標出願の特性等を鑑みてこのような閲覧及び異議申立の期間を短縮すべきとの意見がある。

従って、商標権侵害行為の故意性が認められる場合に賦課する懲罰的損害賠償額の限度を5倍に引き上げ、商標権侵害行為に対する先制的抑止及び被害救済の実効性を確保する一方、商標登録出願に対する異議申立期間等を30日に短縮することで、商標登録出願人の権利を適宜に保護し、商標を安定的に使用できるようにする目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. 商標登録出願に対する異議申立期間と商標登録出願の書類及び付属書類の閲覧期間を現行の2月から30日に短縮する（案第57条第3項及び第60条第1項）。
- ロ. 商標権又は専用使用権の侵害行為が故意的だと認められる場合に賦課する懲罰的損害賠償額の限度を損害額の3倍から5倍に引き上げる（案第110条第7項）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第57条第3項の中「2月」を「30日」に改める。

第60条第1項各号外の部分の中「2月内」を「30日以内」に改める。

第110条第7項の中「3倍」を「5倍」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償責任に関する適用例）第110条第7項に改正規定は同法の施行以降発生する違反行為から適用する。

第3条（商標登録出願に係る書類及び付属書類の閲覧期間に関する経過措置）同法の施行当時、既に出願公告された商標登録出願に係る書類及び付属書類の閲覧は第57条第3項の改正規定にも関わらず従前の規定に従う。

第4条（異議申立期間に関する経過措置）同法の施行当時、既に出願公告された商標登録出願に対する異議申立ては第60条第1項の改正規定にも関わらず従前の規定に従う。

1-7 【代案】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2206924）

議案情報システム（2024.12.24.）

議案番号：2206924

提案日：2024年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案	2206924	チョ・ジヨン議員	2024.6.7.	- 第417回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.8.19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 - 第418回国会（常会）第1次産業通

に関する特別措置法の一部改正法律案	2201141	イ・ジェグ アン議員	2024. 6. 28.	商資源特許小委員会 (2024. 11. 21.) に上程、第418回国家(常会) 第2次産業通商資源特許小委員会 (2024. 11. 26.) に上程、逐条審査及び議決 (代案反映廃棄)
-------------------	---------	---------------	--------------	--

- イ. 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024. 11. 26.）にて上記2件の法律案について審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第418回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024. 11. 28.）にて産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案について各本会議に付議する代わりに、産業通商資源特許小委員会が作成した代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由及び主要内容

現行法では、半導体・二次電池等国・経済の安全保障に重要な技術について戦略技術として指定し、戦略産業の育成・保護に向けた基本計画及び実行計画を策定する一方、戦略技術の輸出及び海外買収・合併時に産業通商資源部長官から承認を受けるようにする等戦略技術に係る保護措置について定めている。

しかし、現行法では、基本計画を策定する際に国会に報告する義務がないため、国家レベルでの確認や監視が難しい状況であり、外国政府が韓国企業に対し機微な情報を求める場合、国内の戦略技術が流出される恐れがある。

従って、戦略技術保有者が外国政府に対し戦略技術に係る情報を提出する場合を輸出の承認対象に含めることで産業通商資源部長官からの承認を受けるよう明示し、産業通商資源部長官が基本計画を策定する場合、直ちに国会に報告するよう、根拠となる条項を設ける目的である（案第5条第4項、第12条第1項）。

法律第 号

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第5条第4項を第5項に改め、同条に第4項を次のように新設する。

④産業通商資源部長官は基本計画を策定する場合、それを直ちに国会所管の常任委員

会に報告しなければならない。

第12条第1項の中「輸出」を「輸出するか外国政府に対し関連情報を提出」に改める。

附 則

この法律は公布した日から施行する。

1 – 8 【代案】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2206926）

議案情報システム（2024.12.24.）

議案番号：2206926

提案日：2024年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
実用新案法の一部改正法律案	2203857	イ・チョルギュ議員	2024.9.10.	- 第418回国会（常会）第9次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.11.20.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 - 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024.11.26.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2204272	イ・チョルギュ議員	2024.9.25.	

- イ. 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024.11.26.）にて上記2件の法律案について審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第418回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.11.28.）にて産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案について各本会議に付議する代わりに、産業通商資源特許小委員会が作成した代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由

現行法では、実施行為について考案に係る物品を生産・使用・譲渡・貸渡し又は輸入若

しくはその物品の譲渡又は貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む）をする行為と規定している。

しかし、韓国貿易協会の統計によると、2023年時点、韓国は世界8位の輸出国であり10位の輸入国として貿易規模が世界的な水準であるにも関わらず、実施行為に関する規定において輸出について規定されていないため、海外に輸出する物品に対する特許権者の権利侵害を保護することができない問題があり、制度的な改善が必要だととの意見が提起されている。

一方、現行法では、実用新案登録出願の審査・査定に関して「特許法」の規定を準用し、「特許法」第41条では国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁じるか発明者・出願人及び代理人に対し当該の特許出願に係る発明を秘密として取り扱うよう命ずることができる。しかし、このような違反行為に対する処罰の規定がないことから国防上重要な技術等が国外に流出されることを防止する実効性が低いため、それに対する処罰規定を導入すべきだとの意見が提起されている。また、米国、日本、ドイツ等主要国ではこのような秘密取扱命令を違反した者に対し刑事罰を科すため、それを参考して改善が必要だとの意見が提起されている。

従って、実施行為に輸出を追加し、国防上必要な場合による外国への実用新案登録出願の禁止又は秘密取扱命令を受けた者がそれを違反した場合に関する処罰規定を定めることで、考案を保護・奨励及び国の安全保障と国民経済への発展に寄与する目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. 実施行為に輸出を追加し、関連規定を整備する（案第2条第3号及び第29条）。
- ロ. 国防上必要な場合による外国への実用新案登録出願の禁止又は秘密取扱命令を受けた者がそれを違反した場合5年以下の懲役又は5千万以下の罰金に処する（案第49条の3の新設）。

参考事項

この法律案は産業通商資源中小ベンチャー企業委員長が提案した「特許法の一部改正法律案」（代案）（議案番号第6928号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第2条第3号の中「貸渡し又は」を「貸渡し・輸出又は」に改める。

第29条の中「貸渡し又は」を「貸渡し・輸出又は」に改める。

第49条の3を次のように新設する。

第49条の3（外国への出願の禁止又は秘密取扱命令の違反罪）第11条により準用する「特許法」第41条第1項に基づく外国への出願の禁止又は秘密取扱命令を違反した者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

第50条各号外の部分の中「第48条又は第49条」を「第48条、第49条又は第49条の3」に改め、同条に第3号を次のように新設する。

3. 第49条の3の場合：1億ウォン以下の罰金

附 則

この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

1 - 9 【代案】特許法の一部改正法律案（議案番号：2206928）

議案情報システム（2024.12.24.）

議案番号：2206928

提案日：2024年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
特許法 の一部 改正法 律案	2203858	イ・チョル ギュ議員	2024.9.10.	- 第418回国会（常会）第9次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.11.20.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付
	2204182	コ・ドンジ ン議員	2024.9.23.	- 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024.11.26.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2204271	イ・チョル ギュ議員	2024.9.25.	

- イ. 第418回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2024.11.26.）にて上記3件の法律案について審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第418回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2024.11.28.）

にて産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記3件の法律案について各本会議に付議する代わりに、産業通商資源特許小委員会が作成した代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由

現行の許可等による特許権の存続期間の延長制度では、有効特許権の存続期間の上限（キャップ）と延長可能な特許権の数の制限が存在しないため、ジェネリック医薬品の発売が遅延されることがあり、国民の医薬品への早期アクセスの確保に支障が生じている現状である。米国・欧州等主要国の場合には有効特許権の存続期間の上限（キャップ）と延長可能な特許権の数を制限する規定が存在しており、許可等による特許権の存続期間の延長制度において国際調和が求められる状況である。

一方、現行法では、発明の実施行行為に係る規定において輸出が規定されていないため、海外に輸出する物品に対する特許権者の権利侵害を保護することができない問題があることから制度の改善が必要だとの意見が提起されている。

また、現行法では、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁じるか発明者・出願人及び代理人に対し当該の特許出願に係る発明を秘密として取り扱うよう命ずるよう定めているが、このような違反行為に対する処罰規定がないため、国防上重要な技術等が国外に流出されることを防止する実効性が低くなってしまっており、それに対する処罰規定を導入すべきだとの意見が提起されている。

従って、許可等による特許権の存続期間の延長制度において有効特許権の存続期間の上限（キャップ）を設定し、延長可能な特許権の数を制限することで、国民の医薬品への早期アクセスと健康保険の財政を削減する効果を高めて国民の権益を守り、米国・欧州等主要国水準に合わせて上記の延長制度を見直す目的である。

また、発明の実施行行為に輸出を追加し、国防上必要な場合による外国への特許出願の禁止等を受けた者がそれを違反した場合に関する処罰規定を定めることで、発明を保護・奨励及び国の安全保障と国民経済の発展に寄与する目的である。

3. 代案の主要内容

- イ. 発明の実施行行為に輸出を追加し、関連規定を整備する（案第2条第3号、第127条及び第181条）。
- ロ. 特許権の存続期間に登録遅延による延長期間を含めることで許可等による特許権の存続期間の起算点を明確にする（案第89条第1項）。
- ハ. 許可等による延長された特許権の存続期間について許可を受けた日から14年を超えないよう根拠を設け、違反時に拒絶査定及び無効審判を請求できるようにする（案第89条第1項の但し書の新設等）。
- ニ. 一つの許可等に対し延長可能な特許権の数を単数に規定し、一つの許可等に対し二

- つ以上の特許権がある場合には延長登録出願人はそのうち一つの特許権のみについて存続期間の延長登録出願をしなければならない（案第90条第7項の新設）。
- ホ. 特許権の存続期間の延長登録出願が放棄・無効・取り消されたか拒絶査定又は拒絶するとの趣旨の審決が確定した場合には特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったこととみなす（案第90条第8項の新設）。
 - ヘ. 国防上必要な場合による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令を受けた者がそれを違反した場合、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する（案第229条の3の新設）。

参考事項

この法律案は産業通商資源中小ベンチャー企業委員長が提案した「実用新案法の一部改正法律案」（代案）（議案番号第6926号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ目及びハ目の中「貸渡し又は」をそれぞれ「貸渡し・輸出又は」に改める。第89条第1項の中「存続期間」を「存続期間（第92条の5第2項により特許権の存続期間の延長が登録された場合にはその延長された日までをいう）」に改め、同項に但し書を次のように新設する。

但し書、許可等を受けた日から14年を超えて延長することはできない。

第90条に第7項及び第8項をそれぞれ次のように新設する。

⑦一つの許可等に対し二つ以上の特許権がある場合には延長登録出願人はそのうち一つの特許権のみについて存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対し二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合にはいずれの特許権についても存続期間を延長することができない。

⑧特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、その出願は第7項を適用する際には最初からなかったこととみなす。

1. 放棄、無効又は取り消された場合
2. 拒絶査定若しくは拒絶する趣旨の審決が確定した場合

第91条第3号の中「当該の特許発明を実施できなかった」を「延長の」に改め、同条に第6号を次のように新設する。

6. 第90条第7項を違反して一つの許可等に対し二つ以上の特許権に対する存続期間の

延長登録出願をした場合

第93条の中「第67条」を「第67条、第78条第1項・第3項」に改め、同条に後段を次のように新設する。

この場合、第78条第1項の中「特許取消申請に対する決定」は「第92条の4及び第92条の5による延長登録拒絶査定又は延長登録決定」に、「その審査手続き」は「許可等による延長登録出願に係る審査手続き」とみなす。

第127条第1号及び第2号の中「貸渡し又は」をそれぞれ「貸渡し・輸出又は」に改める。第134条第1項第3号の中「当該の特許発明を実施できなかった」を「第89条により認められる延長の」に改め、同項に第6号を次のように新設し、同条第4項第1号の中「当該の特許発明を実施できなかった」を「第89条により認められる延長の」に改め、同条に第5項を次のように新設する。

6. 第90条第7項を違反して一つの許可等に対し二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合

⑤延長登録が第1項第6号に該当して無効にするとの審決が確定された場合にはその特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったこととみなす。

第181条第1項各号外の部分の中「輸入するか」を「輸出又は輸入するか」に改め、同条第2項第2号及び第3号の中「貸渡し又は」をそれぞれ「貸渡し・輸出又は」に改める。

第229条の3を次のように新設する。

第229条の3（外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令の違反罪）第41条第1項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令を違反した者は5年以下の懲役又は5千万以下の罰金に処する。

第230条各号外の部分の中「第228条又は第229条」を「第228条、第229条又は第229条の3」に改め、同条に第3号を次のように新設する。

3. 第229条の3の場合：1億ウォン以下の罰金

附 則

第1条（施行日）この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（許可等による特許権の存続期間の延長に関する適用例）第89条第1項、第90条第7項・第8項、第91条、第93条及び第134条第1項・第4項・第5項の改正規定は同法の施行以降許可等を受けた特許発明の許可等による特許権の存続期間の延長登録出願から適用する。

国務会議の審議を経た弁理士法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行兼国務総理 ハン・ドクス

2024年12月24日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

大統領令第35091号

弁理士法施行令の一部改正令

弁理士法施行令の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のようにする。

- 集合教育〔それに相応する「E ラーニング（電子学習）産業の発展及び E ラーニングの活用促進に関する法律」第2条第1号に基づく E ラーニング（以下、同条で「E ラーニング」とする）を利用した教育を含む。以下、同条で同一〕

第2条第4項から第7項までをそれぞれ第5項から第8項までにし、同条に第4項を次のように新設する。

- ④第3項に基づき集合教育を実施する法人、機関又は団体は、特許庁長から承認を受けて第2項に基づく集合教育時間の100分の30を超えない範囲内で E ラーニングの方法で実施することができる。但し、天災地変又は感染症の発生等やむを得ない事由により集合教育を対面で実施することが困難だと認められる場合には、特許庁長から承認を受けて第2項に基づく集合教育時間の全部を E ラーニングの方法で実施することができる。

第2条第7項（従前の第6項）各号の外の部分の本文の中「者の該当の実務修習の内容等が」を「者が」に改め、同項各号の外の部分の但し書の中「該当の実務修習の実績を」を「実務修習の実績の全部」に改め、同項第1号を次のようにし、同項第2号の中「実務修習の内容が顕著に不実する」を「実務修習を誠実に遂行しなかったと認められる」に改め、同条第8項（従前の第7項）の中「第6項」を「第7項」に改める。

- 嘘やその他の不正な方法により実務修習を履修したか履修しようとした場合

附 則

この令は公布した日から施行する。

改正理由及び主要内容

弁理士実務修習について嘘や不正な方法で履修しようとする行為を防止するために弁理士実務修習に係る実績の不認定の事由に「実務修習を終えた者が嘘やその不正な方法で実務修習を履修しようとした場合」を追加し、集合教育の効率的な運営のために集合教育を実施する法人、機関又は団体は特許庁長から承認を受けて集合教育を E ラーニングの方法で実施することができるようとする等、現行の制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

1-11 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2206960）

議案情報システム（2024.12.24.）

議案番号：2206960

提案日：2024年12月26日

提案者：パク・ドクフム議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、産業技術の流出及び侵害行為をした者に対しその類型により「3年以下の懲役」又は「3億ウォン以下の罰金」又は「10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金」を科すようとする一方、海外流出の目的の一部の侵害行為の場合、国家コア技術について3年以上の有期懲役及び15億ウォン以下の罰金を併科し、産業技術については15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金を科すよう定めている。

しかし、国家コア技術の流出行為が摘発されて処罰を受けても宣告される量刑や罰金の水準が高くないため流出防止の実効性が低いとの指摘が指摘されている。

従って、国家コア技術と一般産業技術の海外流出犯罪に対し法定刑を大幅に引き上げることで産業技術の不正な流出を防止し保護して国民経済の発展に寄与する目的である（案第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項の前段の中「3年」を「5年」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「65

億ウォン」に改め、同条第2項の中「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「30億ウォン」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-12 【公布】弁理士法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第591号）

電子官報（2024.12.27.）

産業通商資源部令第591号

弁理士法施行規則の一部改正令をここに公布する。

2024年12月27日

産業通商資源部長官

弁理士法施行規則の一部改正令

弁理士法施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項の中「令第2条第5項」を「令第2条第6号」に改める。

第4条各号外の部分の中「令第2条第6項第2号」を「令第2条第7項第2号」に改める。

別紙第1号書式の中申請人の氏名欄を次のようにする。

氏名	(ハングル)
	(アルファベット)

別紙第1号の2書式の中申請人欄を次のようにする。

申請人	氏名	(ハングル)	住民登録番号(外国人登録番号)
		(アルファベット)	電話番号
	住所		

別紙第4号書式の中氏名欄を次のようにする。

氏名	
ハングル	アルファベット

別紙第 5 号書式の中申請人欄を次のようにする。

申請人	氏名	(ハングル)	住民登録番号（外国人登録番号）	
		(アルファベット)	電話番号	
	住所			
	学歴 及び 専攻	() 年 () 月 () 大学/大学院 () 学科卒業	主要経歴	() 年 () 月～() 年 () 月 () 勤務

別紙第 6 号書式の表面の中氏名欄を次のようにする。

氏名	ハングル	
	アルファ ベット	

別紙第 13 号書式の中個人情報の氏名欄を次のようにする。

氏名	
----	--

附 則

第 1 条(施行日)この規則は公布した日から施行する。

第 2 条(現場研修確認書に関する経過措置)この規則の施行当時、従前の別紙第 1 号書式により発行された現場研修確認書は別紙第 1 号書式の改正規定により発行された現場研修確認書とみなす。

第 3 条(弁理士登録簿に関する経過措置)この規則の施行当時、従前の別紙第 6 号書式により発行された弁理士登録簿は別紙第 6 号書式の改正規定により発行された弁理士登録簿とみなす。

■弁理士法施行規則〔別紙第1号書式〕

弁理士現場研修確認（申請）書

申請人	氏名	(ハングル)	住民登録番号（外国人登録番号）
		(アルファベット)	電話番号
	住所		

現場研修の期間	年 月 日から 年 月 日まで、（合計 月 日）
現場研修の主要内容 (簡単に記載してください)	

資格の取得根拠	[]「弁理士法」第3条第1号（ 年度第 回） []「弁理士法」第3条第2号に基づく弁護士
---------	---

現場研修機関		現場研修機関の住所	
現場研修の指導官	(署名又は印)		

「弁理士法」第3条、同法施行令第2条及び同法施行規則第3条に基づき上記の申請人の現場研修の確認を申請します。

年 月 日

申請人

(署名又は印)

現場研修機関長 殿

上記の申請事項を確認します。

現場研修機関長

職印

210mmX297 mm [模造紙 80g/m²又は中質紙 80g/m²]

■弁理士法施行規則〔別紙第1号の2書式〕

特許路（www.patent.go.kr）にて電子文書を提出できます。

弁理士資格証の発行申請書

[] 新規

[] 再発行 ([] ハングル [] 英語)

受付番号		受付日	処理期間 7日
申請人	氏名 (アルファベット)	(ハングル) 住民登録番号(外国人登録番号) 電話番号	
	住所		

資格取得方法

[] 試験合格者(年度第 回)、(試験の一部免除者である場合表示 [])

[] 弁護士

[] 公務員経歴者

再発行の事由(詳細に記載してください)

「弁理士法施行規則」第4条の2に基づき上記の通り弁理士資格証の([] 発行、[] 再発行)を申請します。

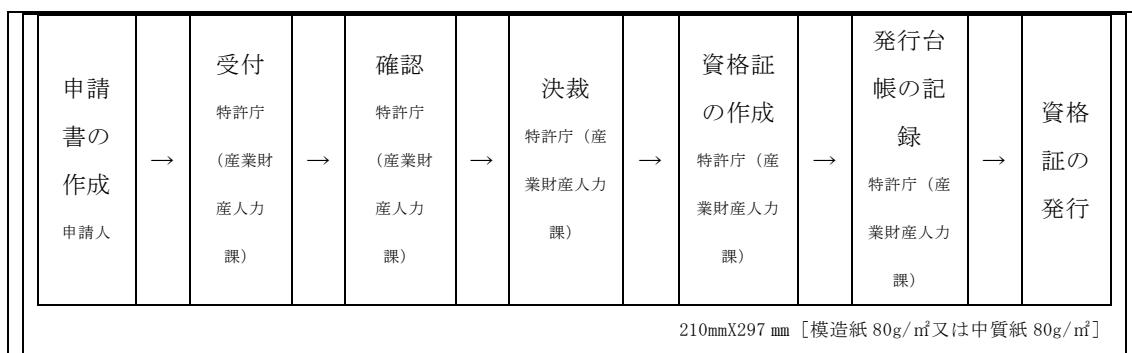
年 月 日

申請人

(署名又は印)

特許庁長 殿

添付書類	1. 発行を受けようとする場合。但し、法律第6225号弁理士法一部改正法律付則第3項及び法律第13843号弁理士法の一部改正法律付則第3条に基づき弁理士資格を持つ者はイ目に該当する事項のみ添付する。 イ. 写真(申請日前6か月以内に帽子を着用せず上半身を撮影したカラーの写真であって、サイズは横3.5cm、縦4.5cmとする)1枚 ロ. 集合教育修了証のコピー1部 ハ. 現場研修確認書のコピー1部 ニ. 弁護士資格者の場合、弁護士資格を証明できる書類1部 ホ. 弁護士資格者の中、理系分野の学位号以上を取得した者はそれを証明できる書類1部 2. 再発行を受けようとする場合：写真(申請日前6か月以内に帽子を着用せず上半身を撮影したカラーの写真であって、サイズは横3.5cm、縦4.5cmとする)1枚	手数料 無し
	処理手続き	



■弁理士法施行規則〔別紙第4号書式〕

弁理士資格証の発行台帳

発行日	資格証の 番号	氏名		住民登録番号 (外国人登録 番号)	資格取得の 類型	発行の 事由	備考
		ハングル	アルファ ベット				

297 mm X210mm [模造紙 80g/m²]

■弁理士法施行規則〔別紙第5号書式〕

大韓弁理士会ウェブサイト（www.kpaa.or.kr）にて電子文書を提出できます。

弁理士登録申請書
 (〔 〕新規 [] 再登録 [] 再発行)
 ([] ハングル [] 英語)

※ [] には該当するところに「✓」表示を入れ、灰色の部分は申請人が記載しません。

受付番号		受付日		処理期間 7日	
申請人	氏名 (ハングル)		住民登録番号（外国人登録番号）		
	(アルファベット)		電話番号		
	住所				
	学歴及び専攻 () 年 () 月 () 大学/大学院 () 学科卒業		主要経歴 () 年 () 月～() 年 () 月 () 勤務		
事務所 (予定)	名称 (ハングル)		電話番号		
	(アルファベット)		ファックス番号		
	住所 (ハングル)		弁理士の印鑑 (印鑑・捺印)		
					(アルファベット)
資格取得の根拠	[] 試験合格者（ 年度第 回） [] 弁護士 [] 公務員経歴者		資格証番号		第 号
再発行の事由 (詳細に記載してください)					

「弁理士法」第5条第1項、同法施行令第10条第1項及び同法施行規則第6条第1項・第5項に基づき上記の通り [] 登録申請、[] 登録証の再発行を申請します。

年 月 日

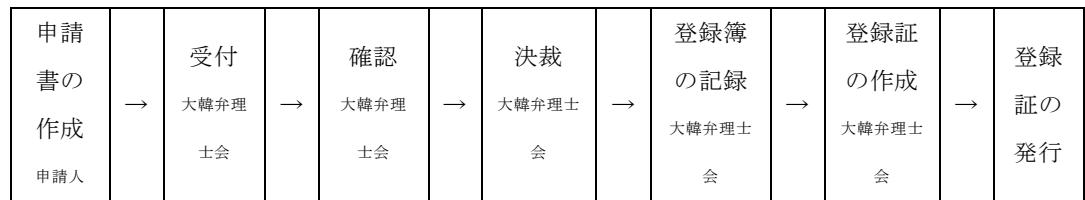
申請人

(署名又は印)

大韓弁理士会 殿

添付書類	写真（申請日前6か月以内に帽子を着用せず上半身を撮影したカラーの写真であって、サイズは横3.5cm、縦4.5cmとする）1枚	手数料 20万ウォン (再発行の際には無し)
------	--	---------------------------

処理手続き



210mmX297 mm [模造紙 80g/m²又は中質紙 80g/m²]

■弁理士法施行規則〔別紙第6号書式〕

弁理士登録簿

(表面)

登録番号		第一号	登録年月日	写真 3.5X4.5 cm
氏名	ハングル		住民登録番号 (外国人登録番号)	
	英語			
資格取得の根拠		[]「弁理士法」第3条第1号(年度 第回) []「弁理士法」第3条第2号 []公務員経歴者	資格証の番号 (発行日)	第号 (. .)
学歴		年月日	学校名	専攻
		.. .		
			
			
			
主要経歴		期間	勤務先又は所属の団体	職位
		~		
		~		
		~		
		~		
住居地	年月日	住所	電話番号	

	・	・	・		
	・	・	・		
	・	・	・		
	・	・	・		
事務所	年月日	名所	所在地	電話番号	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
開業 休業 廃業 登録取消	年月日	区分	事由		
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
懲戒事項	年月日	懲戒種類	懲戒事由		
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
使用する印鑑					
年月日	・	・	・	・	・
印鑑					
更新事由					
その他の事項					
(裏面)					
297 mm X210mm [印刷用紙(特急)100g/m ²]					

出席通知書

「弁理士法施行令」第20条第2項及び同法施行規則第12条に基づき、意見を聴取するためご出席ください。

個人情報	氏名		登録番号	第 号
			生年月日	
住所				
出席理由				
出席日付	年 月 日 時 分			
出席場所				

年 月 日

弁理士資格・懲戒委員会委員長

職印

[留意事項]

- あなたは委員会に出席して意見を陳述し証拠を提出することができます。
- もし委員会に出席することを望まない場合には予め意見書を提出することができます。この場合、上記の出席期日2日前に意見書が届かなければなりません。
- あなたが正当な事由なしに委員会に出席しないか意見書を提出しなかった場合には陳述する意思がないこととみなします。但し、正当な事由により出席できないか意見書を提出できなかった場合にはその事由を聴取する事由書を提出しなければなりません。
- その他詳細については(担当部署、担当者、電話番号)にお問い合わせください。

改正理由及び主要内容

国民の個人情報を保護するために、個人情報収集の必要性が低い氏名（漢字）及び登録基準地を記載しないよう関連書式を整備する等現行の制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<産業通商資源部提供>

1-13 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2207055）

議案情報システム（2024.12.30.）

議案番号：2207055

提案日：2024年12月30日

提案者：イ・ジェグアン議員（共に民主党）外12人

提案理由及び主要内容

現行法は、国内外の市場における技術的・経済的価値が高いか関連産業の成長潜在力が高く海外に流出された場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れのある国家コア技術に対し輸出及び買収・合併の承認、申告制度を導入している。

しかし、「素材・部品・装備産業における競争力の強化及びサプライチェーンの安定化を図る特別措置法」に基づくコア戦略技術（以下、「コア戦略技術」とする）は類似する制度を運営しているにもかかわらず、当該技術について輸出及び買収・合併の承認、申告制度や流出を処罰する等の規定がなく、これを改善して流出を防止し保護すべきとの意見が提起されている。

従って、コア戦略技術等委員会の審議を経て特別に保護する必要があると認められる技術については国家コア技術のような保護制度を導入することにより、該当技術の流出を防止し保護することで国の安全保障と国民経済の発展に寄与する目的である（案第2条第1号ヌ目及び第5号の新設等）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号リ目をヌ目にし、同号にヌ目を次のように新設し、同条に第5号を次のように

新設する。

ヌ. 「素材・部品・装備産業における競争力の強化及びサプライチェーンの安定化を図る特別措置法」第12条に基づき指定されたコア戦略技術

5. 「重要コア戦略技術」とは、第1号リ目に基づくコア戦略技術の中海外に流出された場合、国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与えかねない恐れのある技術として第7条に基づく産業技術保護委員会の審議を経て産業通商資源部長官が指定する技術のことをいう。

第7条第1項に第2号の2を次のように新設する。

2の2. 重要コア戦略技術の指定・変更及び解除に関する事項

第9条の2第1項の本文の中「国家コア技術」を「国家コア技術（重要コア戦略技術を含む。以下同一）」とする。

附 則

この法律は、公布後6か月経過した日から施行する。

1－14 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（産業通商資源部令第593号）

電子官報（2024.12.30.）

産業通商資源部令第593号

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年12月30日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部を次のように改正する。

第15条の2及び第24条をそれぞれ第15条の3及び第15条の2にし、第15条の2（従前の第24条）第2項の中「半導体審査推進団（以下、「推進団」とする）」を「半導体推進団」に改める。

第15条の3（従前の第15条の2）の中「企画調整官及び局長」を「企画調整官・局長及び団長」に改める。

第20条第4項の但し書を削除する。

第8章の題目「一時的組織及び一時的定員」を「一時的定員」にする。

別表1の中総計「1,596」を「1,580」にし、一般職計「1,594」を「1,578」にし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・

気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「787」を「777」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「408」を「404」に、行政主事補・司書主事補・工業主事補・農業主事補・林業主事補・獣医主事補・海洋水産主事補・気象主事補・保健主事補・医療技術主事補・薬務主事補・環境主事補・航空主事補・施設主事補・電算主事補又は放送通信主事補「66」を「65」に、行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記又は放送通信書記「34」を「33」にする。別表2中、総計「1,596」を「1,580」にし、一般職計「1,594」を「1,578」にし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「821」を「811」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「368」を「364」に、行政主事補・司書主事補・工業主事補・農業主事補・林業主事補・獣医主事補・海洋水産主事補・気象主事補・保健主事補・医療技術主事補・薬務主事補・環境主事補・航空主事補・施設主事補・電算主事補又は放送通信主事補「68」を「67」に、行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記又は放送通信書記「32」を「31」にする。

別表7の題目の中「第20条第4項の本文」を「第20条第4項」にし、別表8を削除する。

別表9第1号を削除し、同表第2号から第8号までの評価期間欄の中「2024年12月31日」をそれぞれ「2025年12月31日」にする。

産業通商資源部令第403号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令の付則（産業通商資源部令第495号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令により改正された内容を含む）第2条を削除する。

産業通商資源部令第505号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令の付則第2条第1項の中「2024年12月31日」を「2026年12月31日」にする。

附 則

この規則は2024年12月31日から施行する。但し、第20条第4項、別表7、別表8及び産業通商資源部令第403号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令の付則第2条の改正規定は2025年1月1日から施行する。

改正理由及び主要内容

半導体技術分野における審査機能を強化するために特許庁に一時的組織として設置し

た半導体審査推進団を常時組織に替え、特許庁に対し不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密侵害行為の取締教務を遂行させるために増員した評価対象の定員5名（4級又は5級1名、6級4名）をこれまでの評価結果により評価対象から除き、政府組織全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画により国政課題・政策懸案等の推進を行う人員として活用するために特許庁の定員16名（5級10名、6級4名、7級1名、8級1名）を削減する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第35117号、2024年12月30日公布、12月31日施行）されることにより、変更される事項を反映する一方、

特許庁に総額人件費制を活用して設置した半導体素材審査チーム、半導体組立工程審査チーム及び半導体製造装備審査チームの存続期限を2024年12月31日までから2026年12月31日までにそれぞれ2年延長し、特許庁に特許審査業務を遂行するために増員した評価対象の定員17名（4級又は5級1名、6級16名）の評価期間をこれまでの評価結果により2024年12月31日までから2025年12月31日までにそれぞれ1年延長し、特許庁所属機関である特許庁ソウル事務所に総額人件費制を活用して増員した定員1名（9名1名）を存続期限の満了により削減する目的である。

<行政安全部提供>

1-15 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（大統領令第35117号）

電子官報（2024.12.30.）

国務会議の審議を経た特許庁とその所属機関職制施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2024年12月30日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

国務委員行政安全部長官

大統領令第35117号

特許庁とその所属機関職制の一部改正令

特許庁とその所属機関職制の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のようにする。

- ① 特許庁に運営支援課・産業財産政策局・産業財産保護協力局・産業財産情報局・商標デザイン審査局・特許審査企画局・デジタル融合審査局・電気通信審査局・化学生命審査局・機械金属審査局及び半導体審査推進団を設ける。

第18条の2を第18条の3にし、第18条の2を次のように新設する。

第18条の2（半導体審査推進団）①半導体審査推進団に団長1名を置く。

- ② 団長は高位公務員団に属する一般職公務員を補する。
- ③ 団長は次の事項を分掌する。
 1. 半導体技術（半導体製造工程、半導体設計、ディスプレイ、半導体素材、半導体組立工程及び半導体製造装置）分野の特許出願及び実用新案登録出願に係る審査
 2. 所管審査分野に関する動向の調査

第18条の3（従前の第18条の2）中「局長」をそれぞれ「局長・団長」にする。

第8章の題目「一時的組織及び一時的定員」を「一時的定員」にする。

第35条を削除する。

別表1の中総計「1,596」を「1,580」にし、一般職計「1,594」を「1,578」にし、3級又は4級以下「1,578」を「1,562」にする。

別表3第1号を削除する。

附 則

第1条（施行日）この令は2024年12月31日から施行する。

第2条（定員に関する経過措置）この令の施行により削減される特許庁の定員16名（5級10名、6級4名、7級1名、8級1名）に該当する超過現員が在籍する場合にはその超過した現員がこの令による定員と一致するまでそれに相応する定員が特許庁に別途在籍していることとみなす。

改正理由及び主要内容

半導体技術分野における審査機能を強化するために特許庁に一時的組織として設置した半導体審査推進団を常時組織に替え、特許庁に対し不正競争行為、商標権・特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密侵害行為の取締業務を遂行させるために増員した評価対象の定員5名（4級又は5級1名、6級4名）をこれまでの評価結果により評価対象から除く一方、政府組織全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画により国政課題・政策懸案等の推進を行うための人員として活用するために特許庁の定員16名（5級10名、6級4名、7級1名、8級1名）を削減する目的である。

<法制処提供>

産業通商資源部令第592号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年12月31日

産業通商資源部長官

特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項の中「5年」を「10年」にする。

第10条第1項第1号の中「送達料」を「送達料〔「特許協力条約の規則」19.4(b)に基づく送達料を含む。以下、同条で同一〕」にし、同条第3項を次のようにする。

③国際出願料の減免は次の各号の区分に基づく。

- 「特許協力条約の規則」第96条手数料表 item4(c)の規定により、出願書、明細書、請求の範囲及び要約書を電子文書で提出する場合：300スイス・フランに相当する金額を減額
- 特許庁の非常出願サービス（国際出願のために国際事務局が運営する電子システムが正常に運営されない場合に利用できるサービスをいう）を利用して出願する場合：300スイス・フランに相当する金額を減額

第13条第1項の中「被害を受けた者」を「被害を受けた個人及び「少商工人基本法」第2条に基づく少商工人」とする。

別表4に第13号を次のように新設する。

13. 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第35条の2第6項に基づく技術信託管理機関	移転登録料、信託登録又はその変更登録料
---	---------------------

別表4備考第6号本文の中「表第1号から第7号まで及び第12号」を「表第1号から第13号まで」にする。

別表5第6号の権利の設定登録日を基準にする4年分から存続期間までの特許料・登録料欄を次のようにする。

100分の70

別表6及び別表7をそれぞれ別紙と同一にする。

付 則

第1条（施行日）この規則は2025年1月1日から施行する。

第2条（知識財産ポイントの有効期間の延長に関する適用例）第7条の2第3項の改正規定はこの規則の施行当時保有している知識財産ポイントにも適用する。

第3条（国際出願料の減免に関する適用例）第10条第3項第2号の改正規定はこの規則の施行前に特許庁の非常出願サービスを利用して出願した場合であってこの規則の施行以降国際出願料を納付する場合にも適用する。

第4条（技術信託管理機関に対する特許料及び登録料の軽減に関する適用例）別表5第6号の権利の設定登録日を基準にした4年分から存続期間までの特許料・登録料欄の改正規定はこの規則の施行以降信託登録又は信託変更登録をすることから適用する。

[別表6]

特許料、登録料及び手数料の一時的減免（第7条第1項第3号関連）

減免の対象	減免率	減免期間
1. 優先審査申請料（年間10件） 事業を開始した日から3年以内にした特許出願について優先審査を申請した中小企業	100分の70	2027年12月31日まで特許出願に係る優先審査を申請する場合
2. 移転登録料、質権の設定登録料 「発明振興法」第32条の3第1項に基づく専担機関又は同条第3項に基づく専門機関（特許庁長が定めて告示する事業遂行機関を含む）	免除	2026年12月31日まで申請書を提出した件
3. 特許料・登録料 イ. 「発明振興法」第11条の2に基づき職務発明報奨の優秀企業に選定されたか同法第24条の2に基づき知的財産経営認証を受けた、「中小企業基本法」第2条第1項に基づく中小企業 ロ. 「発明振興法」第11条の2に基づき職務発明報奨の優秀企業に選定されたか同法第24条の2に基づき知的財産経営認証を受けた、「中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法」に基づく中堅企業	100分の70 (4年分から9年分まで)	納入開始日が2026年2月28日までの件
ハ. 「発明振興法」第32条の3第	100分の50 (4年分から9年分まで)	納入開始日が2026
	免除	

	1項に基づく専担機関又は同条第3項に基づく専門機関（特許庁長が定めて告示する事業遂行機関をいう）		年12月31日までの件
--	--	--	-------------

備考

- 上表第1号の場合、事業を開始した日（「中小企業創業支援法の施行令」第3条に基づく日をいう）前にした特許出願について優先審査を申請する場合にも軽減を適用し、年間申請件数を算定する際に無効・差し戻されたか1年内に取消又は放棄された件を除く。
- 上表第2号の専担機関又は専門機関の移転登録料と質権の設定登録料は規則第2条第2項第2号、同項第3号の2、第3条第2項第2号、同項第3号の2に基づく移転登録料及び質権の設定登録料をいい、その免除に係る事項は上表第2号の専担機関及び専門機関が特許権又は実用新案権を移転されたか質権者になった場合に限り適用する。
- 上表第3号イ目からハ目までの者が「特許法」、「実用新案法」及び「デザイン保護法」に基づき権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年1年分ずつ払わなければならない2年分からの特許料、実用新案登録料、デザイン登録料を納入する場合に減免を適用する（専担機関及び専門機関の場合、特許料・実用新案登録料に限る）。
- 上表第2号及び第3号ハ目に基づく専担機関又は専門機関に対する特許料、実用新案登録料、移転登録料、質権の設定登録料は「発明振興法」第32条の2の事業を遂行するために担保産業財産権を買い入れ、それを管理する場合に限り免除する。

[別表7]

災害発生時の特許料、登録料及び手数料の減免（第13条第2項関連）

減免の対象		減免率	
個人	イ. 19歳以上29歳以下の者	100分の90	100分の70
	ロ. 65歳以上の者		
ハ. イ目及びロ目の物を除く個人		100分の80	
2. 「少商工人基本法」第2条に基づく少商工人		100分の80	

備考

1. 「特許法」、「実用新案法」及び「デザイン保護法」に基づく出願・審査請求・権利設定登録をするか権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年1年ずつ払わなければならぬ4年分からの特許料、実用新案登録料、デザイン登録料を納入する際に上表の減免率に基づく減免を適用する。
2. 上表に基づく特許料、登録料及び手数料の減免は「災難及び安全管理基本法」第36条に基づく災難事態又は同法第60条に基づく特別災難地域に宣布された日から1年間適用し、上表第1号又は第2号の者が「自然災害対策法施行令」第71条又は「社会災難救護及び復旧費用の負担基準等に関する規定」第7条に基づく被害事実確認書に記載された被害者か被害事実確認書の申請人の場合に限り適用する。
3. 最初3年分の特許料・登録料の減免は納入期間の満了日（第8条第6項及び第9項に基づく満了日を除く）が減免期間に含まれる件に限り適用する。
4. 4年分から存続期間までの特許料・登録料の減免は納入期間の満了日（第8条第8項の但し書、第9条及び第10項に基づく満了日を除く）が減免期間に含まれる件について適用する（第8条第11項に基づき数年分以上一括して納入する場合には最初1年分に該当する金額をいう）。
5. 上表に基づく特許料、登録料及び手数料の減免は「デザイン保護法」第48条第3項に基づきデザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正をする場合において発生する差額にも適用する。

改正理由及び主要内容

特許を受けた技術の活用を促進するために技術信託管理機関の移転登録料、信託登録料及び信託変更登録料を免除対象に追加し、技術信託管理機関の特許料及び登録料に対する減輕率を「100分の50」から「100分の70」に高め、中小企業が事業を開始した日から3年以内にした特許出願について優先審査を申請する場合、納付する優先審査申請料の減免期間を「2024年12月31日」から「2027年12月31日」まで延長し、知識財産ポイントの使用を促進するために知識財産ポイントの有効期間を「5年」から「10年」に延長し、災害等発生時、特許料、登録料及び手数料の減免の対象を災難事態又は特別災難地域に宣布された地域に居住するか拠点となる事務所を置いている者の中「被害を受けた者」から「被害を受けた個人及び小商工人」に限定する等、現行の制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

関係機関の動き

2-1 2025年度韓国特許庁の予算 7,058億ウォン確定

韓国特許庁 (2024.12.16.)

高品質の審査、特許ビッグデータの活用、知財金融、輸出企業向け紛争対応などに取り組む

韓国特許庁は2025年度予算が今年度比41億ウォン(+0.6%)増え7,058億ウォンに確定したと発表した。

※特許庁の予算：(2024年)7,017億ウォン→(2025年)7,058億ウォン(+41億ウォン)

来年度の予算のうち、知的財産の創出・保護・活用などに使われる主な事業費は今年度より6億ウォン増えた3,653億ウォンが編成された。

※主要事業費：(2024年)3,647億ウォン→(2025年)3,653億ウォン(+6億ウォン)

来年度の集中投資分野には、AI基盤の高品質審査サービスの提供※、特許ビッグデータの活用強化※※、知的財産金融の活性化および創業・成長への支援※※※、輸出企業向け知財権紛争対応力の強化※※※※などが挙げられた。

※AI基盤審査支援システム用学習データの構築：(2025年)28億ウォン(新規)

※※国家R&D特許動向の深層分析：(2025年)387億ウォン(+19億ウォン)

IP R&D戦略支援：(2024年)368億ウォン→(2025年)387億ウォン(+19億ウォン)

特許データ基盤経済安保体系の構築：(2025年)32億ウォン(新規)

※※※IP価値評価の支援：(2024年)118億ウォン→(2025年)136億ウォン(+18億ウォン)

IP活用創業・成長の支援：(2024年)93億ウォン→(2025年)113億ウォン(+20億ウォン)

※※※※輸出企業向けIPリスクへの対応力強化：(2025年)26億ウォン(新規)

AI基盤模倣品対策：(2025年)7億ウォン(新規)

K-ブランド紛争対応の支援(2024年)68億ウォン→(2025年)75億ウォン(+7億ウォン)

特許庁は、AI基盤の特許検索など特許行政のスマート化を図り、迅速かつ正確な審査サービスを提供し、国家R&D企画などに特許ビッグデータの活用を強化する計画だ。また、

革新型中小企業が知財を基に事業資金を円滑に調達できるよう知財金融への支援を拡大する一方、輸出企業を対象に知財権紛争を予防するために進出国の環境に応じた紛争対応戦略を支援する。

特許庁は、年末まで 2025 年度事業計画を策定するなど事業推進に必要な手続きを速やかに行い、来年初旬から迅速に財政執行を進める考えだ。

2-2 韓国政府のカーボンニュートラルプロジェクト「ネットゼロチャレンジ X」に参加するスタートアップを募集

韓国特許庁 (2024. 12. 16.)

気候技術保有のスタートアップがユニコーン企業に成長するよう手厚く支援する！

□2050 カーボンニュートラル・グリーン成長委員会（委員長：ハン・ドクス国務総理、ハン・ファジン共同委員長）は 2024 年 12 月 17 日、国レベルのカーボンニュートラルプロジェクトである「ネットゼロチャレンジ X」の第一歩に向けた統合公告を出した。

○「ネットゼロチャレンジ X」は、温室効果ガスの削減および気候危機の適応分野である、いわゆる「革新技術」を保有するスタートアップを選定してユニコーン企業に成長できるようさまざまな特典を提供することにより、カーボンニュートラルに寄与し、グリーン成長を強化する目的である。

○したがって、カーボンニュートラル・グリーン成長委員会は 9 月 24 日、スタートアップの育成や投資、支援などを担当する企業、機関、部処など（以下、「参加機関」）と業務協約および発足式を開き、参加機関と共にプロジェクトを企画した。

<ネットゼロチャレンジ X の参加機関および活動内容>

Tier	参加機関 (2024 年 12 月 16 日時点)	活動
1	[育成、ファーストアップ] 育成を希望するスタートアップを選定 科学技術事業化振興院、技術保証基金、信用保証基金、LG サイエンスパーク、SK テレコム、特許庁	選定および創業・事業化への支援 (育成、投資など)
	[投資、スケールアップ] 投資誘致を希望するスタートアップを選定 ソブンベンチャース、アイエム投資パートナーズ、SJ 投資パートナーズ、エー・ストーンベンチャー	

	ズ、Envisioning パートナーズ、インフラフロンティア資産運用	
2	信用保証基金、アサンナヌン財団、創業振興院、韓国環境産業技術院、現代自動車チョン・モング財団	追加支援 (創業パッケージ、入居スペースなど)
3	技術保証基金、大韓商工会議所、信用保証基金、新韓銀行、銀行圈青年創業財団、韓国ベンチャー投資、韓国産業銀行、韓国成長金融、韓国環境公団、科学技術情報通信部、環境部、中小ベンチャー企業部、金融委員会、調達庁、特許庁	共通の間接的支援 (規制サンドボックス、公共調達、グリーン金融、保証、特許など)

□「ネットゼロチャレンジ X」はカーボンニュートラル・グリーン成長委員会と参加機関が統合フレームワーク※の下で共同推進し、今回の統合公告により 2025 年 1 月から各参加機関の日程に合わせて「ネットゼロチャレンジ X」企業を選定・支援する手続きに入る。
※①「ネットゼロチャレンジ X」共同ブランド、②事業推進の日程と手続き（統合公告・プラットフォーム、機関別の公告・応募受付など）、③カーボンニュートラル寄与度の評価、④選定されたスタートアップ向け Tier2（追加育成）、Tier3（共通の間接的支援）の共有適用など

□選定および事業化を支援する機関（Tier1）は、これまで実施してきた「育成」中心事業の化学技術事業化振興院、技術保証基金、信用保証基金、LG サイエンスパーク、SK テレコム、特許庁と、「投資」中心の民間投資会社 6 社の合計 12 の機関である。①②

○各機関は革新技術やアイデアを保有するスタートアップおよび予備創業者（チーム）などを選定し、創業および事業化を支援する計画だ。

＜選定および事業化への支援の参加機関（Tier1）＞

区分	参加機関	事業内容・支援事項
ファーストアップ (育成)	科学技術事業化振興院	・有望技術を有望する大学の実験室（「革新創業実験室」）を対象に R&BD、事業モデルの確立など実験室向け創業の準備への支援
	技術保証基金	・スタートアップ向けアクセラレーティングおよび金融・非金融の総合支援
	信用保証基金	・アクセラレーティング、保証支援の連携、U-CONNECT（投資家マッチングプログラム）連携、入居スペースの提供など支援

	LG サイエンスパーク	・カーボンニュートラル、気候技術分野のスタートアップを選定、事業化および投資促進への支援
	SK テレコム	・潜在力のある優秀なスタートアップの選定・成長に取り組んでいる SKT および SK グループ関係者との連携への支援
	特許庁	・企業が開発するカーボンニュートラル技術・製品について一般国民からのアイデア・特許情報を活用した製品の高度化および IP 戦略への支援
スケールアップ (投資)	民間投資会社 6 社※	・カーボンニュートラル・グリーン成長、気候技術分野のスタートアップを選定し、直接投資、投資促進、事業化など支援

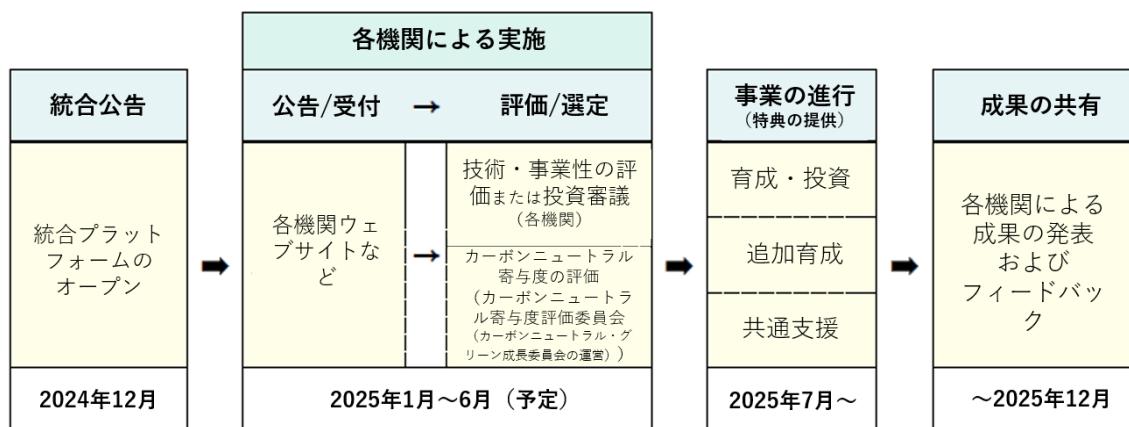
※ソプンベンチャーズ、アイエム投資パートナーズ、SJ 投資パートナーズ、エー・ストーンベンチャーズ、Envisioning パートナーズ、インフラフロンティア資産運用

○2025 年 1 月から各機関による個別公告を出し、「技術・事業化の優秀性」について各機関が審査し、「カーボンニュートラル寄与度※」についてはカーボンニュートラル・グリーン成長委員会が運営するカーボンニュートラル寄与度評価委員会により審査・評価が行われる。

※カーボンニュートラルを達成するために温室効果ガスの削減または気候危機への適応に対する寄与度

○これにより選定されたスタートアップは、育成または投資の支援を受け、次のステップである追加保育 (Tier2) または共通の間接的支援 (Tier3) の対象になる。また、年末の成果共有会で対象企業を励まし、プロジェクトの運営について参加機関とフィードバックを実施する。

<「ネットゼロチャレンジ X」の主要手続き>



□一方、Tier1 機関により選定されたスタートアップは、育成・投資を受けた後、追加の育成を希望する場合には優先選定、書類審査の免除、加算点の付与などにより追加育成の支援を受けることができる。

<追加育成支援の参加機関 (Tier2) >

区分	事業内容・支援事項
信用保証基金	<ul style="list-style-type: none"> ・投資機関 (AC、VC など) を対象に IR ピッチングおよび専門審査委員からのフィードバック、投資家とのネットワーキングの提供 ・信用保証および連携投資の検討、優秀な企業への授賞
アサンナヌン財団	<ul style="list-style-type: none"> ・MARU 創業育成スペースに入居支援時に書類選考の加算点の付与
創業振興院	<ul style="list-style-type: none"> ・予備・初期・跳躍の創業パッケージ支援事業の応募者を対象に特典の提供
韓国環境産業技術院	<ul style="list-style-type: none"> ・エコースタートアップ事業の参加者に特典の提供 ・創業資金(最高 2 億ウォン)および力量強化プログラムの提供(創業教育、メンタリング、IR など)
現代自動車チョン・モング財団	<ul style="list-style-type: none"> ・成長段階別に応じたコンサルティング、財政支援(最高 1 億 5,000 万ウォン)、コーワーキングスペースの支援

□また、Tier1 機関により選定されたスタートアップは、規制の特例、公共調達、グリーン金融、保証、メンタリング・ネットワーキング、IP 統合ソリューションなど個別企業の状況に応じて事業成長に必要なさまざまな支援を受ける。

<追加育成支援の参加機関 (Tier3) >

支援分野	事業内容・支援事項
規制サンドボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・実装特例に係る課題の選定時に事業費の支援など後続支援措置の優遇 (環境部など関係部処)
公共調達	<ul style="list-style-type: none"> ・スカウター連携による革新製品の指定に関する検討、ベンチャーナラ審査時に加算点の付与、調達市場進出の教育および展示会・相談会・説明会の支援 (調達庁)
グリーン金融	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出優遇支援 (韓国産業銀行、新韓銀行)
グリーン保証	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーン保証」プログラムの対象企業に選定し、保証割合、保証料の減免など保証優遇支援 (技術保証基金、信用保証基金)
IP 統合ソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ・選定企業 (チーム) 向け特許情報基盤 R&D および製品化戦略、IP コンサルティング、特許紛争への対応策の支援優遇 (特許庁)
メンタリング・ネットワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・追加のメンタリング・ネットワーキング・IR (投資誘致など) を希望するスタートアップに機会の提供 (銀行圈青年創業財団、韓

国ベンチャー投資、韓国成長金融、信用保証基金など)

□統合公告および同プロジェクトの詳細については、カーボンニュートラル・グリーン成長委員会が運営する「ネットゼロチャレンジ X」統合ウェブサイト（www.NZchallengeX.go.kr）と各参加機関ウェブサイトにて確認できる。

○予備創業者（チーム）またはスタートアップであれば申し込みが可能であり、各機関によって応募資格が異なるため詳細については 2025 年 1 月に出される各機関による個別公告を確認する必要がある。

□ハン・ファジンカーボンニュートラル・グリーン成長委員会共同委員長は「世界的にカーボンニュートラルの目標達成を求める声が高まっている」とし、「気候技術分野のイノベーションとその商用化を図ることで実質的な変化を導くスタートアップのチャレンジ精神が求められている」と強調した。

○また、「官民がワンチームになって気候技術を保有するスタートアップを支援する、国レベルの支援体系である今回のプロジェクトは、韓国がカーボンニュートラル・気候技術の大國として跳躍する新しいチャンスになると信じる」とし、「今回の統合公告に革新的なアイデアと技術力を保有するスタートアップが積極的に応募してくれることを期待する」と述べた。

○「『ネットゼロチャレンジ X』プロジェクトはオープン型であるため、関心のあるアクセラレーター、投資家からの多くの関心を期待する」と述べた。

2-3 韓国国際知識財産研修院、国立ソウルろう学校で発明教育を実施

韓国特許庁（2024.12.18.）

特別支援学校向け 2 回目の発明教育を実施

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、韓国発明振興会と共に 12 月 19 日木曜日、国立ソウルろう学校（聴覚障害者向け特別支援学校、ソウル市鐘路区所在）にて小学校 5・6 年生を対象に発明教育を行うと発表した。

今回の教育は今年 11 月 6 日水曜日に実施されたソウルサムソン学校に次ぐ 2 番目であり、障害児童向け知的財産・発明教育の強化を図ることで教育のセーフティネットを作る

目的である。

国立ソウルろう学校の生徒は10月7日月曜日から12月18日水曜日まで「国家知識財産ポータル※」で事前学習を行った。事前学習用のオンラインコンテンツは、特許庁国際知識財産研修院が開発した字幕・手話コンテンツである「トリーイズ※※で素敵な発明品を作る」が提供された。現場教育では、事前学習の深化・実習段階としてハ・ウヨン教員（促石（チョクソク）小学校）が発明キットを活用した授業を行う計画だ。

※大衆向け知財 E-ラーニングの無料サイト

※※複数の発明・特許の分析により導き出す創意的な課題解決の手法

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回の教育は積極的な行政活動の一環として発明教育に接する機会が少ない聴覚障害児童を対象に企画した」とし、「今後多くの子どもが未来をリードする発明家として誇りを持ち、発明の夢を育てるよう手厚く支援する」と述べた。

2-4 韓国特許庁、口腔洗浄機メーカーと知財懇談会を実施

韓国特許庁 (2024.12.18.)

知財戦略に強い中小企業から意見を聞く

韓国特許庁は12月18日水曜日、事業分野や海外進出の拡大を目指す中小企業から意見を聞くために、口腔洗浄機メーカーの（株）アクアピック（ソウル市衿川区所在）を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

懇談会は、知財権を保有する中小企業との意見交換を通じて知財経営に関する企業の意見を聞き、企業側が求める政策や支援事業を立てる目的で開かれる。

（株）アクアピックは、海外市場における商標権紛争への予防策や解決策に対する特許庁からの支援、研究開発の成果が迅速な知財権（特許・意匠など）の確保につながることは企業の成長に好影響を与えるという意見を伝えた。同社は口腔ケアの専門企業であり、国内外で50件以上の知財権を保有しており、口腔洗浄機、音波電動歯ブラシなどを開発・製造して世界40か国に輸出している。

※技術革新型中小企業（INNOBIZ）、韓国産業団地公団（KICOX）によるグローバルリード企業に指定

特許庁長は「企業による研究開発の成果が迅速な知財権の確保につながるよう、審査処理

期間を短縮し、中小企業の活発な輸出活用のために海外における知財権の紛争の解決に手厚く支援していく」と述べた。

2-5 韓国特許審判院、「2024年判例研究論文コンペ」を開催

韓国特許庁 (2024.12.19.)

優秀な論文6件を選定・授賞

韓国特許庁の特許審判院は12月19日木曜日、特許審判院（大田市西区所在）大審判廷にて2024年判例研究論文コンペにおいて選ばれた優秀な判例の研究論文6件に対する授賞式を開いたと発表した。最優秀賞はパク・ソナ、ヤン・インス（特許庁、共同受賞）氏が受賞した。

今回のコンペでは、確認対象発明の特定有無に関する職権審理（大法院 2023.12.28. 宣告 2021 亨 10725）、原出願の段階でしていない公知例外主張の分割出願時の主張判断（大法院 2022.8.31. 宣告 2020 亨 11479）、商標権が移転された場合に使用権者も他人に含まれるか否かの判断（大法院 2020.2.13. 宣告 2017 亨 2178）及び公知意匠に基づいた事由実施意匠の主張判断（大法院 2023.2.23. 宣告 2022 亨 10012）」の判例が指定課題として示された。

今年4月22日から9月20日まで行われた今回のコンペには計19件が応募され、外部専門家および審議委員会の評価を経て最優秀賞1件、優秀賞2件、奨励賞3件が選ばれた。

最優秀賞はパク・ソナ、ヤン・インス（特許庁、共同受賞）、優秀賞はチョ・チュンレン、チャン・ソルギヨン（成均館（ソンギュンファン）大学大学院）、奨励賞はチョン・ジェヨン（特許法人タナ）。ペ・ソミ（成均館（ソンギュンファン）大学大学院）、パク・サンチョル（特許法律事務所タバン）氏が受賞した。最優秀賞の受賞者には産業通商資源部長官賞と賞金200万ウォン、優秀賞受賞者には特許庁長賞と賞金100万ウォン、奨励賞受賞者には特許庁長賞と賞金50万ウォンが与えられる。

今回選ばれた受賞作は「2024判例研究優秀論文集」に収録され配布する予定であり、受賞者は特許審判院ウェブサイト（kipo.go.kr/ipt）の「名誉の殿堂」に登載される。

特許審判院長は「今回のコンペには確認対象発明の公知有無に関する審理など知財権分野で最近注目されているさまざまなテーマについて深く研究した論文が多く応募され、その中でも大学院生からの応募が多かったのは大変意義がある点だ」とし、「このコンペ

が知財権分野の主要懸案や争点について研究を促進し、活性化する土台になってほしい」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「第1次(2025年～2029年)産業財産情報の管理・活用の基本計画」を策定・発表

韓国特許庁 (2024.12.19.)

産業財産情報、経済安保・研究開発のカギとして積極活用へ！

韓国特許庁は12月19日木曜日に開かれた国務総理主催の第51回国政懸案関係長官会合にて、産業財産情報※を安全保障・研究開発（R&D）・産業など国政全般に戦略的に活用するための「第1次産業財産情報の管理・活用の基本計画」（以下、「基本計画」）を関係部処と共に発表した。

※特許、商標、意匠など産業財産を創出・保護および活用する中で生成・加工された資料

産業財産に係る情報は、長期間にわたり累積されたビッグデータ※であり、国際標準によって整備され活用が容易な情報として、世界のあらゆる技術・産業の変化が読み取れる。最近は世界的な技術派遣争いの激化やサプライチェーンの見直しにより国政の全般にわたり産業財産情報の活用の重要性が日々増している。

※韓国・海外の56か国における産業財産情報約6億件（2024年9月時点）

このような背景から産業財産情報の最大限戦略的に活用するために「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（2024年8月7日施行）を制定し制度的基盤を設け、各界の専門家から意見を集めて第1次基本計画を策定した。基本計画は「産業財産情報に基づいた国家経済の革新」を目標に3大推進戦略と10大重点改題が盛り込まれ、主要内容は下記のとおりである。

【①経済安保・研究開発（R&D）など産業財産情報を戦略的に活用する分野の拡大】

まず、経済安保・研究開発（R&D）など産業財産情報を戦略的に活用する分野を拡大する。経済安保分野では、国家安保または国の重大な利益にかかる技術を保護するために、関連する特許情報を共有し関連機関の連携※を強化する。また、経済安保品目など海外依存度を緩和する必要がある品目については特許データの分析により代替調達先などを把握することでサプライチェーンの多角化を図る政策の策定に積極的に取り組む。

※14の部処からなる「部処横断型技術流出合同対応団」を発足（2023年11月）させ対応を一元化する

技術開発の側面では、国際標準化を先取りするための特許・標準情報の連携分析と、政府※および民間による研究開発の方向の設定に向けた特許ビッグデータの分析を、国家先端戦略技術※※および国家戦略技術※※※分野に集中する。重複研究の防止など政府の研究開発（R&D）におけるすべてのサイクルにわたる投資の効率性向上とともに国際共同研究にも特許ビッグデータの活用を拡大する方針だ。

※国家戦略技術の効率的な育成・支援に向けた特許動向の分析および科学技術諮問会議の報告義務化（2023年9月）

※※「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第2条第1号に基づく技術

※※※「国家戦略技術の育成に関する特別法」第2条第1号に基づく技術

【②産業財産情報サービス産業の育成による持続可能なエコシステムづくり】

民間分野における産業財産情報サービス産業の育成により持続可能な情報活用のエコシステムを構築する。市場の自立力を高めるために良質のデータを公開し、企業の創業から海外進出の段階にいたるまで研究開発および投資・販路の開拓など支援を強化する。

また、市場の現状把握および規模拡大に向けて申告・事業実績確認制度、産業財産情報サービスのバウチャーの導入を推進し、公共・民間サービスの共生協力を図る協議体を運営する。現場中心の専門人材の育成に向けて知的財産重点大学にさまざまな教育プログラムを開設・運営する予定だ。

【③分析プラットフォームなど産業財産情報の分析・活用体系の確立】

最後に、産業財産情報において政府レベルの活用や部処の連携を促すために、人工知能（AI）基盤の分析プラットフォームの開発を推進する。また、特許庁内部で分析能力の向上を図ることにより、各部処・機関からの政策課題に対する分析のニーズに迅速に対応し、各組織の環境に応じた情報を提供することでデータに基づいた客観的な政策の策定がさらに活性化するとみられる。

そのためにプラットフォームには産業財産情報と産業・経済の情報を連携した融合データベース（DB）を採用する。融合データベース（DB）の構築と自動分析にAI技術と特許分類－安保・産業分類間の連携表を活用する考えだ。関係機関が簡単に分析を要請し、活用事例を共有できるようネットワーク機能が提供される。さらに、産業技術における研究開発（R&D）の企画および中小ベンチャーの買収・合併（M&A）の仲介などに産業財産情報が活発に活用されるようプラットフォーム間の連携が推進される。

今回の基本計画は今年 6 月から産学研の民間委員 27 名からなる推進団が推進方向および政策課題を策定した結果である。特許庁は来年から産業財産情報の管理・活用の実態について調査し、その結果を基に基本計画の実施に向けた細部計画を策定・施行する考えだ。

特許庁長は「今回の基本計画の策定により国レベルで産業財産情報の連携・活用の基盤が作られ、関係機関同士の連携の活性化や民間情報サービス企業の国際競争力効果に役立つと期待される」とし、「特許庁が保有するコア資源である産業財産情報が産業の競争力強化およびダイナミック経済の実現に寄与するよう政策課題の遂行を徹底する」と述べた。

2-7 AI など先端技術採用の「第 2 次デジタル特許審判システム」をオープン

韓国特許庁 (2024. 12. 20.)

特許審判に係る必要な資料を特許路でまとめて管理できる

韓国特許庁は特許審判システムを最新のデジタル環境やユーザーフレンドリーな観点で大幅にリニューアルした「第 2 次デジタル特許審判システム※」を 12 月 20 日金曜日からオープンすると発表した。

※AI 審判方式の自動化など府内行政の効率化課題 4 つおよび大衆向けシステムの改善課題 1 つ

今回のリニューアルにより、審判の当事者が特許審判事件を特許路 (www.patent.go.kr) でまとめて確認・管理できるなど、迅速かつ正確な審判サービスの提供が期待される。

デジタル特許審判システムは 3 年間（2023 年～2025 年）にわたり行われる事業で、今年は 25 億ウォンの予算が投じられ第 2 次運用が進められた。

【特許路で簡単かつ便利に審判事件を確認できるよう改善】

今回のシステム改善により、特許路ですべての審判事件の書類や証拠資料をまとめて照会できるようになるため、審判事件別にそれぞれの書類や資料を確認していた不便が解消できると期待される。

また、オンラインだけではなく郵便で通知書が届いた場合もモバイルデバイスで通知するサービスを拡大・採用して代理人を介さないユーザーも漏れなく書類を確認できるよ

うにした。

【審理支援および証拠管理の強化による高品質の特許審判サービスの提供】

迅速かつ正確な高品質の特許審判に向け審判官による審理支援の機能や証拠管理システムを強化した。これにより、審判の審理において必要な資料へのアクセスや判断の効率性が高まるとみられる。

また、証明書類の発行時に個人情報が自動でマスキング処理されることで、個人情報が安全に保護された証明書類の発行ができる。

【人工知能（AI）など最新技術を採用した審判方式業務の自動化】

人工知能（AI）と光学文字認識（OCR）を採用した審判方式業務の自動化が導入される。審判書類の自動チェックの対象に主要審判書類 80 種と差戻事由 18 種を追加し、審判書類や添付画像から必要な情報を自動で取り出し、チェックすることで審判方式業務の処理時間を短縮できる。

特許庁の産業財産情報局長は「今回の第 2 次デジタル特許審判システムのオープンにより、ユーザーの不便が改善され、庁内では業務の効率化を図ることができると期待する」とし、「今後も AI などをはじめ最新技術を引き続き採用することでユーザーフレンドリーな特許行政を目指していく」と述べた。

2-8 韓国特許庁、「2024 特許路 R&D カンファレンス」開催

韓国特許庁（2024. 12. 24.）

特許ビッグデータの活用により研究開発のイノベーションを図る

(特許ビッグデータの分析事例) 研究機関 A は先端バイオ分野の特許ビッグデータを分析することで未来の有望技術を選別し、国家戦略技術の研究開発（R&D）規格に活用した。

(「特許路 R&D」事例) B 社は先端素材（炭素ナノチューブ）技術を保有する企業で、特許・商標・意匠連携のビッグデータを分析することで技術が採用された製品（空気清浄装置）の開発に成功し、半導体、医療、食品分野など市場領域を拡大している。

(標準必須特許の戦略の事例) C 大学は特許ビッグデータの分析により取得した標準必須特許を韓国国内の大学で初めてライセンスングプール（pool）に登録し、今後約 80

社の企業からのロイヤルティ収入が期待できる。

韓国特許庁は 12 月 23 日月曜日から 24 日火曜日まで、エルタワー（ソウル市瑞草区所在）にて「2024 特許路 R&D※カンファレンス」を開くと発表した。

※（特許路 R&D）特許など知財権の情報を研究開発（R&D）のスタートという認識の下で、開発初期段階に国内外の特許動向、海外企業が先取りした特許などについて分析し、コア特許を確保する方向で R&D 戰略を支援

【特許路 R&D カンファレンス、「ダイナミックな経済成長、特許路 R&D の道を開く」というテーマで開かれる】

今回のカンファレンスは、産・学・研における研究現場で特許ビッグデータの分析を活用した成果について共有し、「特許路 R&D」戦略の拡大を促すために設けられた。キム・ワンギ特許庁長、イ・グアンヒョン国家知識財産委員会共同委員長、イ・ジェウ韓国特許戦略開発院長をはじめ、「特許路 R&D」戦略の策定に関心のある産業界、学界、研究界の関係者など約 500 名が参加する。

23 日には、チョ・フィジエ LG 電子副社長（IP センター長）が「特許ビッグデータ基盤の企業における特許経営戦略」をテーマに基調講演を行う。その後「特許ビッグデータからみる国家戦略技術」セッションでは、人工知能、量子、先端バイオ、二次電池など 12 大国家戦略技術※分野における特許ビッグデータの分析による未来有望技術の研究開発（R&D）推進戦略について紹介する。

※（12 大国家戦略技術）半導体・ディスプレイ、二次電池、宇宙航空・海洋、量子、先端モビリティ、次世代原子力、先端バイオ、水素、人工知能、次世代通信、先端ロボット・製造、サイバーセキュリティ

24 日に行われる「特許路 R&D の道を開く」、「ダイナミックな未来技術中心の標準必須特許」のセッションでは、特許路を活用した研究開発（R&D）の優秀事例、国際共同研究の特許対応戦略、情報通信技術（ICT）に係る標準必須特許の創出・活用事例など、特許ビッグデータの戦略を実際に適用して研究開発（R&D）を行い、成果を上げた事例について紹介する。

【「知的財産基盤の国家 R&D 革新支援戦略」により国家研究開発（R&D）の全サイクルを支援】

特許庁は 12 月 12 日、関係部処が連携して「知的財産基盤の国家 R&D 革新支援戦略」を

策定（第37次国家知識財産委員会にて議決）した。この戦略では、国家R&D事業に特許ビッグデータを積極的に活用することで未来の有望技術を迅速に発掘し、効率的な研究の遂行やコア特許の確保を支援するなど国家R&Dにおいて企画の段階から成果創出の段階にわたるすべてのサイクルに応じた支援策を導入する考えだ。

今後も特許庁は「特許路R&D」戦略が産・学・研による研究開発の現場で積極的に採用・活用される環境を作り、それを基にさらに多くの国家R&Dへの活用に拡大していく考えだ。そのため、特許ビッグデータの調査・分析を行う優秀な民間専門機関を育成し、高品質な戦略の確定に向けたガイドラインを作成するなどインフラを構築する計画だ。

特許庁長は「国家R&Dに投じる予算の7割を占めている民間R&D分野で特許ビッグデータが積極的に活用されてこそ、研究開発のイノベーションを図ることができると思う」とし、「今回のカンファレンスを機に『特許路R&D』戦略が民間主導の国家R&Dを拡散させるインフラになってほしい」と述べた。

2-9 韓国特許庁と大田(テジョン)地裁、「法院一調停連携制度」の実施に向けたMOU締結

韓国特許庁 (2024.12.26.)

特許・商標など産業財産権の紛争、訴訟より調停による迅速な解決へ

知的財産分野における法院（裁判所）一調停連携制度を運営する法院がソウル、水原（スウォン）に続き大田（テジョン）地方法院まで拡大される。特許庁長と大田地方法院は12月24日火曜日、大田地方法院（大田市西区所在）にて「法院一調停連携制度※」の実施に向けた業務協約を締結したと発表した。

※裁判所に係属中の事件を外部専門調停機関に回付して処理する制度

【「法院一調停連携制度」を大田地方法院まで拡大、迅速な紛争解決を図る】

今回の業務協約は、特許庁産業財産権紛争調停委員会が運営する「法院一調停連携制度」をソウル中央地方法院、水原地方法院に続き大田地方法院まで拡大する内容である。これにより、産業財産権紛争調停委員会は全国各地で訴訟中の知的財産権をめぐる紛争について迅速な解決を支援する土台を作る。

※2016年特許権など訴訟管轄集中の施行により、特許・商標・実用新案・意匠・新品種保護権に係る民事訴訟第一審はソウル（中央地方法院）・水原（スウォン）・釜山（プサン）・大田（テジョン）・大邱（テグ）・光州（クァンジュ）の6つの地方法院が担当

大田地方法院が、知財分野の専門性が求められ、調停による解決が適合する事件を特許庁産業財産権紛争調停委員会に連携すれば、紛争調停委員会事務局が当該分野の専門家 3名からなる調停部を作り、調停手続きを行う仕組みである。

産業財産権紛争調停委員会に回付した事件の紛争処理期間は平均 3 月であり、追加の費用が掛からないため、調停が成立した場合、訴訟にかかる費用や時間を削減できるメリットがある。また、多くのユーザーの不便を解消するために、これまでソウルでのみ開かれた調停会議が大田でも開かれることとなった。

ほかにも、両機関は調停制度の発展や活性化を図るために、教育分野の協力や調停関連資料や情報を共有するなど積極的に連携していく考えだ。

【特許庁産業財産権紛争調停制度、この 5 年間申請件数 3 倍増】

産業財産権紛争調停委員会は、特許庁が知財紛争を迅速かつ経済的に解決できるよう支援するために 1995 年に立ち上げ。別途費用がかかることなく専門家による調停の結果が得られるため、個人・中小企業からの申請が全体件数の 9 割を占めるなど、経済的に豊かな環境にない個人・中小企業から高い関心を得ている。

全体の申請件数も増加傾向にある。2019 年には 45 件にとどまっていたが、今年は 11 月時点 145 件の申請があった。大田地方法院と連携体制が作られる来年は申請件数がさらに増えるとみられる。

訴訟中の事件でなくても産業財産権などをめぐる紛争で相談が必要なときも申請できる。産業財産権紛争調停委員会事務局 (www.koipa.re.kr/adr) から申請書をダウンロードし、事務局（電話：1670-9779）にて詳しい内容を相談できる。

大田地方法院長は「大田地方法院と特許庁間の業務協約は、知財権紛争解決において重要なきっかけになると思う」とし、「今回の協約により、知財権紛争事件がより専門的かつ効率的に解決できると期待する」と述べた。

特許庁長は「知財事件の民・刑事訴訟第一審の管轄集中地として検討されている大田地方法院と業務協約を締結したことを大変嬉しく思う」とし、「裁判所に係属中の知財紛争が調停により迅速に解決できるよう、法院一調停連携制度を拡大していく」と述べた。

2-10 技術流出防止、医薬品の特許権の存続期間の延長などを盛り込んだ「改正特許法」が成立

韓国特許庁 (2024. 12. 27.)

国防上必要な発明の秘密取扱命令の違反時の処罰、特許発明の実施行行為に輸出を追加、
医薬品の特許権の存続期間の延長に上限を導入など

韓国特許庁は、特許技術の海外流出の防止に向けた特許法、実用新案法改正案と、医薬品の選択権の拡大に向けた特許法改正案が 12 月 27 日金曜日、国会の本会議で成立※したと発表した。

※2025 年 1 月中、改正法律案の公布予定→公布後 6 月経過した日から施行

<改正事項 1> 国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止若しくは特許発明を秘密として取り扱うようにする政府命令（以下、「秘密取扱命令等」という）を違反した場合 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する※

※特許法第 229 条の 3 及び実用新案法第 49 条の 3 の新設

現行法では、秘密取扱命令等を違反した場合における罰則の規定が不在するため、違反した際にに対する制裁が十分ではないところがあった。一方、米国・日本・中国など主要国では秘密取扱命令等を違反した者に対する刑事処罰の規定※が定められている。

※ [懲役/罰金] (米国) 2 年以下/1 万ドル以下、(日本) 2 年以下/100 万円以下、(中国) 3~7 年

従って、国防上必要な場合、秘密取扱命令等の実効性を確保するために秘密取扱命令等を違反した者に対し適用する罰則規定を新設した。また、秘密取扱命令等の違反者に併せてそれに対する管理監督の義務のある法人、代表者等に対してもその責任を問う目的から 1 億ウォン以下の罰金に処する両罰規定※を追加した。

※特許法第 230 条及び実用新案法第 50 条に本人に対する罰金刑（5 千万ウォン）の 2 倍に規定

<改正事項 2> 特許発明の実施行行為の類型の一つに輸出を追加※することで、特許権者は特許侵害製品を輸出する者に対しても特許侵害の差止請求ができるのみならず、損害賠償請求又は侵害罪※※に対する責任を問うことができる

※特許法第 2 条第 3 号、実用新案法第 2 条第 3 号（実用新案の場合、考案の実施に輸出を追加）

※※特許法第 225 条（侵害罪）：特許権侵害者に対し 7 年以下の懲役、1 億ウォン以下

の罰金を処する

韓国は 2023 年時点、世界 8 位の輸出国、世界 10 位の輸入国である、世界的に大きな貿易規模にもかかわらず、現行の特許法では実施行為の類型に輸入は含まれているが、輸出※は含まれていない。

※知識財産権法のうち、商標法は 1974 年、デザイン保護法は 2011 年に輸出を追加

関税法や不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律（「不公正貿易調査法」）では、特許侵害製品が輸出されることを税關で防止するか課徴金を科すことはできるが、損害賠償請求又は侵害罪等の積極的な保護については規定されていない。

今回の法改正により、輸出においても特許権者をより積極的に保護することができる。

<改正事項 3> 医薬品の特許権の存続期間の延長は、医薬品の許可等から 14 年を超過できないように上限※を設け、一つの許可等について延長可能な特許権数を 1 つに制限する※※

※特許法第 89 条第 1 項の但し書の新設/※※特許法第 90 条第 7 項の新設等

特許権の存続期間の延長制度は、医薬品の特許は食品医薬品安全処から許可等を受けるには長時間がかかるため、特許を受けたにもかかわらず、許可等を受けることができなかつたため、発明を実施することができなかつた期間を一定の要件の下で延長する制度である。

ただし、韓国の特許法は諸外国※とは異なり、医薬品の特許権の存続期間の延長に上限がなく、一つの許可に延長可能な特許権数にも制限がない。

※ [存続期間の上限/一許可当たり延長特許数] (米国・中国) 許可等～14 年/一つ、(欧州) 許可等～15 年/一つ

そのため、一部の医薬品の場合、主要国より特許権の存続期間が相対的に長く延長されるため、ジェネリック医薬品の販売がその分遅れることにより、国民の医薬品への選択権の縮小、健康保険の財政悪化などの問題が生じ得るとの指摘があった。

今回の法改正により、医薬品の存続期間の延長を米国、欧州など主要国の基準に合わせ、過度な存続期間の延長を防止することで国民の医薬品への選択権を拡大し、健康保険の財政問題の解決に寄与できると期待される。

特許庁の特許審査企画局長は「国民が期待する水準に合わせて特許権の確保による革新的な技術を保護することが国家競争力の確保につながると思う」とし、「今回の特許法改正により、国家安全保障や経済に直接かかわる韓国の特許技術への保護や国民健康の向上に寄与できると期待する」と述べた。

2-11 韓国特許庁と環境部、「2025年度エコスタートアップ支援事業」の参加企業を募集

韓国特許庁 (2024.12.30.)

気候テクに係る知財保有のスタートアップには部処共同で1社当たり最高2.58億ウォンを支援

韓国特許庁は環境部と連携して気候技術の未来をリードする有望なグリーンスタートアップの育成に取り組む。来年度から始まる特許庁の「公共特許技術を活用した気候テクの成長支援事業※」を環境部の「エコスタートアップ支援事業」と連携させ、1月20日月曜日から2月5日水曜日まで「2025年度エコスタートアップ支援事業」に参加するグリーン産業分野の予備創業者・企業を募集する計画だ。

※スタートアップのニーズに合わせて公共特許技術を発掘、取引を仲介し、移転された特許技術について知財事業化戦略のコンサルティングを支援する事業（協約期間内に技術移転することが要件）

「エコスタートアップ支援事業」は、グリーン産業分野における有望なアイデアや技術を保有する予備創業者・スタートアップを発掘し、アイデアや技術の具体化・高度化を支援する事業である。

同事業に選ばれた企業は、試作品の製作・改善、マーケティングなどにかかる資金や相談、アイデア・技術の実装、投資誘致に関する相談などの支援を受けることができる。

2025年度の事業では計180の課題を選定し、予備創業者（80の課題）、スタートアップ（65の課題）、気候テクに係る知財スタートアップ（10の課題）、成長スタートアップ（25の課題）など4つの分野で行われる。

とりわけ、「気候テクに係る知財スタートアップ」分野は、特許庁が初めて行う「公共特許技術を活用した気候テクの成長支援事業」と連携する形で行われる。同分野では、技術移転のニーズのあるグリーン産業分野のスタートアップ向け資金の支援、公共特許技術の移転および取引、知財事業化戦略のコンサルティング※などを同時に支援する。

※スタートアップが保有する特許技術を検討して知財戦略を支援し、移転した特許技術とほかの分野の特許技術を分析・ベンチマークして製品開発（新製品/製品の高度化）の戦略に関する相談を提供

また、「成長スタートアップ」分野では、これまで投資誘致金額の要件を10～100億ウォンに定めていたが、スタートアップへの投資の冷え込みなどを考慮して来年度からは投資誘致金額が5～100億ウォンの企業も対象になるよう要件を緩和した。

対象は、グリーン産業分野に進出しているか進出する計画のある予備創業者・創業7年以内のスタートアップ（公告日時点）であり、エコスクエアウェブサイト（ecosq.or.kr）にて申し込みできる。詳細については環境部（me.go.kr）、特許庁（kipo.go.kr）から確認できる。

環境部のグリーン転換政策官は「気候危機に対応するために気候技術の重要性は日々高まっている」とし、「同分野をリードしていく革新的なスタートアップが誕生できるよう、グリーン産業分野における起業活動を積極的に支援していく」と述べた。

特許庁の産業財産政策局長は「エコフレンドリー・デジタルトランスフォーメーション時代において知財はスタートアップの成長と成功を左右するカギとなる」と強調し、「今後も環境部との連携により、未来の気候技術分野の革新的技術を保有するスタートアップを積極的に育成し、これらの企業が特許戦略や資金を活用して持続的な成長を図れるよう取り組む」と述べた。

2-12 韓国特許審判院、拒絶査定不服審判請求の理由が妥当であれば審査に差し戻すことなく審判官が特許査定する

韓国特許庁（2024.12.31.）

特許・意匠の迅速な権利化を促す

韓国特許庁の特許審判院は、2025年1月から特許と意匠登録出願に係る拒絶査定不服審判において登録査定が妥当であり、追加の争点がないと判断された場合には、審判官が登録査定を通知するように改善すると発表した。

特許審判院は登録の遅延を防止するために、審査段階において検討できなかった争点が残っているか、新しい拒絶の理由が発見されるなど、追加の審査が必要な場合のみに審査官に差し戻すよう改善した。これにより、拒絶査定不服審判の結果によっては審査官が登

録査定を行うことで出願人が特許や意匠を権利化するまでの期間を1~2月早める効果が得られると期待される。

これまで拒絶査定不服審判の審理の結果、審判請求に理由があると認められれば、拒絶査定を取り消し、審査官に差し戻して再び審査をするように運用していた。これにより、審査官から登録査定がなされるまで特許登録の期間が遅延されていた。

特許審判院長は「今回の手続きの改善により、手続きが繰り返される不便が解消され、早期の権利確保に役立つと思う」とし、「今後も特許審判院はユーザーの観点から考えて不便を改善していくよう取り組む」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 商標警察、大邱(テグ)西門(ソムン)市場周辺で第2回目の模倣品取締を実施

韓国特許庁 (2024.12.18.)

真正品価格13億ウォン相当の有名ブランドの模倣品約290点を押収

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は、大邱（テグ）西門（ソムン）市場周辺で模倣品取り締まり（2024年12月2日～3日）を実施し、かばん、衣類など模倣品を流出したA氏（49歳）など2名を摘発し、商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

商標警察は、今回の取り締まりで摘発された販売業者A氏などが現場で販売・保管していた海外有名ブランドの偽物（かばん、衣類など）の真正品価格13億ウォン相当の模倣品約290点に対し押収措置を取った。

押収品の多くはL社、C社、H社など海外有名ブランドの模倣品であった。品目別でみると、かばん136点（46.9%）が最も多く、衣類100点（34.5%）、スカーフ5点（1.7%）、帽子4点（1.4%）の順である。

商標警察は、今回の取り締まりの前にも今年9月、西門市場で取り締まり（2024年9月10日～11日）を実施し、模倣品販売業者4名を摘発し、真正品価格21億ウォン相当の模倣品約1,100点を押収したことがある。今後も特許庁は大邱西門市場や釜山（プサン）国際市場など全国の有名な伝統市場で取り締まり活動を引き続き強化していく考えだ。

特許庁の商標特別司法警察課長は「外国人観光客が多くを訪れる有名な伝統市場で模倣品が流出される行為は、韓国のイメージに大きなダメージを与え、韓国企業が海外に進出する際に製品競争力の低下につながりかねないと思う」とし、「大型規模の市場など模倣品流出が頻繁に起こるエリアで模倣品根絶に向け取り締まり活動を続けていく」と述べた。

3-2 韓国特許庁、ソウル東大門周辺のセビッ市場で第6次模倣品取り締まりへ…今年模倣品計4,794点押収

韓国特許庁 (2024.12.23.)

模倣品販売者1名を書類送検、有名ブランドの模倣品836点を押収

韓国特許庁、ソウル市、ソウル中区庁、ソウル中部警察署からなる「セビッ市場の模倣品捜査協議体」（2024年2月発足、以下「捜査協議体」）は、ソウル市東大門にある「セビッ市場」（いわゆる「黄色い天幕」）で第6次模倣品取り締まり（2024年12月5日～12日）を実施し、衣類、かばんなど有名ブランドの模倣品836点を押収し、模倣品販売業者A氏（男性、58歳）を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。捜査協議体は今年6回にわたる合同取り締まりを行い、これまで計18名を摘発、模倣品計4,794点（真正品価格約33億ウォン相当）を押収する成果を上げた。

【捜査協議体、年末年始を迎えて模倣品販売を遮断するために合同取り締まりを実施】

今回の取り締まりは、クリスマスなど年末年始を迎えて模倣品の販売がさらに増えると予想していたためである。

捜査協議体は取り締まりの実効性を図るために、第4次合同取り締まりから取り締まり集中週間を決め、機関別の活動を実施した。今回の取り締まりではソウル中区庁（2024年12月5日）を皮切りに各組織によるリレー取り締まりが行われた。

その結果、模倣品販売者A氏（男性、58歳）を商標法違反の疑いで書類送検し、海外の有名ブランドの衣類、かばんなど計836点の模倣品に対し押収措置を取った。

【捜査協議体、今年発足以降6回にわたる合同取り締まりで成果を上げた】

捜査協議体は22日、第6次取り締まりの結果と共にこれまで行ってきた合同取り締まりの結果を発表した。

捜査協議体は今年発足（2024年2月26日）以降、これまで6回目※にわたる合同取り締まりを実施し、計18名を摘発※※、模倣品計4,794点※※※（真正品価格約33億ウォン相当）を押収した。

※（取り締まりの日付）第1次（2024年3月16日）、第2次（2024年5月25日）、第3次（2024年7月12日）、第4次（2024年9月3日～6日）

※※（検挙者数）第1次（6名）、第2次（4名）、第3次（1名）、第4次（3名）、第5次（3名）

※※※（押収の現況）第1次（1,644点）、第2次（118点）、第3次（104点）、第4次（1,189点）、第5次（903点）

セビッ市場で押収した模倣品の商標を分析すると、マルボン（498点）が最も多く、ルイ・ヴィトン（398点）、モンクレール（360点）、シャネル（314点）、PXG（310点）などである。

また、品目別では衣類（3,273点）が最も多く、帽子（428点）、かばん（255点）、ヘアーアクセサリー（197点）、財布（161点）の順となっている。模倣品を購入する消費者の中では衣料品を好む傾向が高いことがわかった。

一方、今年摘発された18名の犯罪歴をみると、初犯は7名（39%）、再犯3名（17%）、三犯以上の累犯は8名（44%）であり、11回犯罪を起こした者もいた。このように累犯者が多い理由のひとつは、犯罪による収益に比べて処罰水準（罰金200～300万ウォン台※）が低いため、犯罪を繰り返していることと思われる。

※（平均の罰金額）2019年（260万ウォン）、2020年（318万ウォン）、2021年（271万ウォン）、2022年（261万ウォン）、2023年（379万ウォン）

捜査協議体は模倣品の根絶に向け来年も引き続き取り締まりを行う計画だ。来年は合同取り締まりのみならず、各捜査機関による個別取り締まりや企画捜査を拡大して模倣品流通行為に対する強力な処罰が下されるよう厳重な捜査を行う方針だ。

特許庁の商標特別司法警察課長は「昨年一年間、セビッ市場で数回にわたる取り締まりを行ったことで模倣品流通者の数を減らすことができた」とし、「第二期捜査協議体では企画捜査の強化、違法駐車・停車への罰金賦課など、捜査と行政処分の連携をより強化する一方、セビッ市場で商標権者、関係団体と共に模倣品根絶に向けて知財権を尊重する啓蒙活動を行う計画だ」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、「2024年商標ビッグデータカンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2024.12.17.)

商標ビッグデータを活用した産業別のトレンドやビジネス戦略の分析について共有

#この10年間、カフェ業界における商標データを分析したところ、小売り・テイクアウト専門店は有望産業、製菓カフェ業は競争深化産業、キッズカフェ業は衰退産業であることがわかった。

→商標登録出願から今後のビジネスへの意思や戦略を読み取ることができるため、商標ビッグデータにより未来産業の変化を予測できる

韓国特許庁が主催し、韓国知識財産研究院が主管する「2024年商標ビッグデータカンファレンス」が12月17日火曜日、ソフィテルアンバサダー（ソウル市松坡区所在）にて開かれる。

【商標ビッグデータカンファレンス、「商標ビッグデータ基盤の未来の企業戦略」というテーマで開催】

カンファレンスは「商標ビッグデータ基盤の未来の企業戦略」というテーマで行われる。キム・ワンギ特許庁長、チェ・ギュワン韓国知識財産研究院長、ジョン・グアンチョンINNOBIZ協会長、イェ・ボムス韓国知識財産協会長、チェ・ヒヨソン韓国商標デザイン協会長をはじめ、商標ビッグデータの分析に興味のある産業界、学界の関係者など約200名が参加する。

商標ビッグデータ分析事業は、商標登録出願時に指定する商品やサービス、関連する商標情報を分析し、当該産業のさまざまなトレンドや成長段階を把握し産業の未来戦略を示すことを目的に昨年から行われている。今年は、生活家電、教育、カフェなど8つの産業部門と、子育て用品、デジタルクリエーター、ウェブトゥーンなど8つのイシュー部門について分析を実施した。

【商標ビッグデータ基盤の企業未来戦略と産業トレンドの分析結果について共有】

商標の機能的属性が消費者の製品選択や企業の戦略にどのような影響を与えるかについて研究した結果も発表される。

特許庁はここ10年間の商標登録出願のデータを活用して産業のトレンドについて分析している。出願人数と出願件数の両方が増加する産業は成長産業、出願人数と出願件数の両方が減少する場合は衰退産業だといえる。このように各企業によって出願された商標を集めたビッグデータを分析することで産業の未来や経済を予測できる。

今回のカンファレンスは、子育て用品、スマート家電、デジタルクリエーター、カフェの4つの産業について「商標」の観点からみた企業の未来戦略と産業のトレンドを分析した結果を共有し、特許庁ユーチューブにてライブ配信する予定だ。

今後も特許庁は商標ビッグデータの分析事業によりさまざまな産業のトレンドやビジネスイシューについて情報を提供し、韓国企業が戦略を立てる上で活用できるよう積極的に支援する考えだ。

特許庁長は「企業のビジネス戦略が読み取れる商標ビッグデータは未来経済のカギとなると思う」とし、「世界的な激しい競争の中で韓国企業がイノベーションを起こし、市場をリードしていく上で商標ビッグデータが有効活用されることを期待する」と述べた。

4-2 韓国特許庁、商標・意匠分野の先進五大庁会合に参加

韓国特許庁 (2024.12.17.)

法制度・審査実務における国際調和を図るために開催…KIP0はAI、メタバースなど変化する技術環境に合わせて議論をリード

韓国特許庁は12月9日月曜日から13日金曜日まで箱根で開かれた2024年TM5・ID5定期会合に参加したと発表した。日本国特許庁が主催した今回の会合では、商標・意匠分野の先進5大特許庁※による協力課題について議論し、各庁における出願動向や法制度改正などについて情報を共有した。同会合は先進的な法制度の改善やユーザーとのコミュニケーションのために毎年開かれ、来年は米国で開催される予定だ。

※韓国特許庁 (KIP0)、米国特許商標庁 (USPTO)、日本国特許庁 (JP0)、中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

【TM5・ID5の概要】

- ・(TM5) 商標 (TradMark) 分野の先進5大特許庁が商標制度に関する情報交換および協力を図るために会合であり、2012年発足後毎年開かれ、2013、2018、2023年の会合は韓国がホスト庁として成功裏に開催された。

※協力課題の結果など詳細についてはTM5公式ウェブサイト (<https://tmfive.org>) を

参照

・ (ID5) 工業デザイン (Industrial Design) 分野の先進 5 大特許庁の協力体制として 2015 年 12 月に発足。韓国はホスト庁として 2018 年、2023 年の会合を開催した。

※協力課題の結果など詳細については ID5 公式ウェブサイト (<https://id-five.org>) を参照

【商標分野における KIPO リードの課題: 商標侵害への認識向上、仮想空間における商標】

12 月 9 日月曜日から 3 日間にわたって開かれた TM5 会合において KIPO は、15 の商標分野の協力課題のうち、韓国がリードしている 3 つの課題について発表した。

その中でも KIPO リードの「商標侵害への認識向上」に関する協力課題は、各国における商標侵害防止制度および主要判例を収集・分析して商標権に対する認識を向上し、実質的な侵害防止策を講じることにより、世界的に公正な商標エコシステムづくりを目指している。また、KIPO は五府間で仮想商品・仮想サービスに関する出願動向や審査実務について共有し、改善点を探る「仮想空間における商標」という協力課題をリードしている。

【意匠分野における KIPO リードの課題: メタバースの課題およびハーグワークショップ】

12 月 12 日木曜日に開かれた ID5 定例会合にて KIPO は、意匠分野における 10 の協力課題のうち、「メタバースデジタル意匠の保護」および「ハーグワークショップ」の 2 つの協力課題を成功裏にリードした。

※世界知的所有権機関 (WIPO) が実施している意匠の国際登録出願システム

とりわけ、「ハーグワークショップ」は、KIPO が提案した協力課題であり、五府で共通に審査された案件の結果を比べた。意匠分野は各国の制度に相違点が多いが、ワークショップを通じて国際的調和を図ることで、ユーザーフレンドリーな環境づくりのために行われた。

続いて開かれた ID5 ユーザーセッションにおいて KIPO は、「生成型 AI とデザイン保護」というテーマについて発表し、韓国国内で AI 専門家協議体を運営した経験を共有するなど議論をリードした。

KIPO の商標デザイン審査局長は「AI、仮想空間など新しい技術の登場により世界市場における商標と意匠の保護方法や水準にも変化が求められている」とし、「今後も TM5・ID5 を中心に商標・意匠分野における世界協力を引き続き強化し、業界の変化やニーズを十分

反映して知財分野でリーダーシップを發揮していく」と述べた。

4-3 商標登録の異議申立期間を短縮する「改正商標法」が成立

韓国特許庁 (2024. 12. 27.)

異議申立期間を 30 日に短縮…迅速な権利化を図る

韓国特許庁は、異議申立期間の短縮を柱とする商標法の一部改正法律案が国会の本会議（12月27日）で成立したと発表した。

意義申立期間の短縮（現行 2 月→改正 30 日）により、商標登録出願の処理期間が短縮され、出願人の迅速な権利確保を図ることができると期待される。

【商標登録異議申立期間の短縮：出願公告後、商標登録査定の時期の前倒し】

商標法上の異議申立制度とは、審査官が商標登録出願について拒絶理由を発見せず、出願公告の決定をする場合、誰でもその出願公告日から 2 月以内に異議申立※を行うことができる制度である。

※第 54 条に基づく商標登録拒絶査定の拒絶理由に該当する等の事由

現行の制度では、出願公告後 2 月内の異議申立期間が与えられるが、現在、一次審査まで約 13.2 月（2024 年 11 月時点）がかかることから、出願人の迅速な権利の確保のために異議申立期間の短縮の必要性が指摘されてきた。

実際に全体の出願公告の中で異議申立があった件数は約 1%に過ぎず、残りの約 99%の出願公告について迅速な権利化を図ることで、全体の審査処理期間を短縮する効果が期待される。

ただし、出願された商標に関する情報は商標登録出願の初期段階から公開されるため、第三者は情報提供制度を利用して出願された商標の審査期間の間はいつでも反対の意見を提出することができる。また、最近、異議申立理由の補正期間の延長（30 日）制度が設けられたため、第三者が意見を提出できる全体的な期間は従前と同じ水準で維持されるとみられる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「商標異議申立期間の短縮により、出願人がより迅速に権利を確保することができるとみられる」とし、「一方、第三者による意見提示について

も十分な期間を与えるなど、商標登録制度のバランスを保つことでより多くのユーザーが迅速かつ安定的に権利を確保するよう引き続き努力する」と述べた。

4－2 國際意匠分類（ロカルノ分類）第15版が2025年1月1日から適用される

韓国特許庁（2024.12.30.）

マッサージ用ベッドおよび枕など143の物品の名称を追加…来年1月1日から適用

韓国特許庁は、2025年1月1日から意匠登録出願時に指定する物品の区分の一部が変更されるため、出願時には留意が必要だと強調した。「マッサージ用ベッドおよび枕」など韓国の取引実情を反映した名称や、「充電ステーション」、「配達ドローン」など最新の産業のトレンドを反映した名称も追加される。

【マッサージ用ベッド及び枕など143の物品の名称を追加…来年1月1日から運用】

今回の改正は、意匠登録のための国際分類であるロカルノ分類※第15版が2025年1月1日から発効※※されるため行われた。

※意匠に係る物品を用途および機能、形態ごとに一定の体系に沿って分類したもので、急変する工業意匠産業の環境に対応するために、加盟国間の協議により2年ごとに変更される

※※韓国はロカルノ分類と同一の意匠物品分類体系を採用している

変更された国際意匠分類を韓国国内に反映するために「物品類別の物品の目録」告示※が2024年11月に改正された（2025年1月1日施行）。改正では143の名称が新しく追加され、56の名称を削除した。また、計246の物品の名称および分類が変更された。

※各物品類に属する物品のリストをまとめたもので、意匠登録出願時に願書上の「[物品類]」を記載する際には、そのリストを参考する

今回の改正版には、「マッサージ用ベッドおよび枕」など韓国の取引実情を反映した名称が追加された。また、最新の工業意匠のトレンドを反映してロボットやスマート製品の名称が追加された。

これまで明瞭でないといわれていた「マッサージ用ベッド」の分類については他のマッサージ用家具と一緒に6類（家具）に属され、ロボット掃除機、電気自転車の「充電ステーション」はその他の充電器と一緒に13類（電気装置）に分類される。「配達ドローン」は運送手段に該当する12類に追加される。

【スマートリング、電子黒板など一部の物品において意匠の一部審査登録の対象が変更】

出願人が留意すべき点は、今回の改正により一部の物品において意匠の一部審査登録※の対象が変更されるということである。

※流行のサイクルが早い一部の物品（第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類、第19類）について意匠登録の要件の一部のみを審査して迅速な登録が可能な制度

指輪型のウェアラブルデバイスである「スマートリング（Smart rings）」は10類（時計および計測器具）から一部審査登録の対象に該当する11類（装飾用品）に変更される。これまで一部審査登録の対象である19類（事務用品）に分類されていた「電子黒板」はデータ処理装置の性質を持つ物品に判断され一般審査の対象である14類に変更される。

今回変更された区分通りに出願書に記載されなかった場合には、物品類の補正に関する意見提出通知書が発送されるなど手続きが追加される。

新しい分類は2025年1月1日に出願された件数から適用され、ロカルノ分類第15版とそれを反映した「物品類別の物品の目録」告示は2025年1月1日から特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）にて確認できる。

※特許庁ウェブサイト>知的財産制度>分類コードの照会>意匠分類コードにて確認できる

特許庁の商標デザイン審査局長は「意匠登録出願を予定している個人や企業は、物品分類の変更により、意匠の戦略を立てる際にも注意が必要になると思う」とし、「今後も特許庁は韓国の取引実情に応じた区分を策定し、高品質の審査サービスを提供できるよう取り組んでいく」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム